

地名散歩

第38回 海岸にちなむ地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

日本で最も大きな市は横浜市である。平成27年(2015)3月1日現在の人口が370万9467人と、第2位の大阪市(同日付で268万7312人)との差がついに100万人を超えた。横浜は安政6年(1859)に江戸からほど近い国際貿易港としてスタート、日本の近代化の窓口という位置づけで発展した港町であるが、開港50周年の節目にあたる明治42年(1909)に森鷗外が作曲した「横浜市歌」に「むかし思へば苦屋の烟 ちらりほらりと立てりし処」と詠われている通り、その昔は海辺のささやかな漁村であった。ちなみにその発祥地を記念して命名されたのが現在の「元町」である。

かつては深く湾入していた海に向けて浜(砂嘴)が岬のように突き出しており、その「横に伸びる浜」が横浜の地名の由来という。

当初アメリカは神奈川での開港を要求して

いたのだが、ここは天下のメインストリート東海道の宿場町でもあり、一般人と外国人との無用な接触が何かと厄介を引き起こすと考え、湾の対岸に位置する横浜で妥協してもらったのがその発展の始まりだが、もし要求通りに神奈川で開港していたとすれば、神奈川県であったことはまず間違いないだろう。神奈川の名は県名と横浜市の神奈川区として残っているが、地名の運命はわからないものである。

一般に浜といえば砂浜を指すことが多いが、農村の「在方^{ざいかた}」に対して漁村を「浜方」とも呼び、地名にそれが反映されていることもある。千葉県の九十九里浜の北半分には「浜」のつく地名が文字通り浜沿いにズラリと並んでいるが、これは本村から離れた海岸近く^{そう}の漁具小屋から発展した集落で、吉崎-吉崎浜(匝



千葉県の九十九里浜に沿っていくつも並ぶ「納屋集落」。
1:50,000 「茂原」平成18年修正



長崎県の老岐島にある伝統的な「触」と「浦」の地名。
1:50,000 「勝本」昭和60年修正

磋市)、駒込一駒込浜、神宮寺一神宮寺浜、井戸野一井戸野浜(以上は旭市)など、内陸と海岸のペア地名になっている。九十九里浜の南半分では「納屋集落」が有名で、牛込一牛込納屋、剃金一剃金納屋、五井一五井納屋、八斗一八斗納屋(以上白子町)のようにズラリと並んでおり、ここを結ぶ路線バスには〇〇納屋というバス停が連続している。江戸時代のデータを見ると九十九里浜の海岸線は毎年約2メートル以上も前進しており、当初の漁村がどんどん内陸になってしまい、漁具を浜沿いに置き始めたのが納屋集落発生の背景という。

ちなみに九十九里浜は56キロの長さにならないうち弧を描く砂浜海岸であるが、全長が99里あることから名付けられたという説がある。近世の里(36町=約3.9キロ)で計算するとまったく合わないけれど、古代の里(6町=654メートル)なら当たらずとも遠からずで、これなら86里。9は重陽の節句(9月9日)でも知られる通り縁起の良い数字であることから、それに合わせたのかもしれない。ついでながら、大阪では堂島浜や北浜などのように「浜」を伝統的に河岸の意味で用いてきた。

漁村はかつて普通名詞として「浦」が用いられ、この字のつく地名も浜に劣らず多い。もともと浦は「入江」を意味したが、転じて漁村を意味するようになった。長崎県の壱岐島(壱岐市)では漁村由来の地名が「浦」であるのに対して農村由来の地名は「触」と称するが、これは近世以来ずっと続く珍しい区分だ。たとえば壱岐市の旧芦辺町では芦辺浦や瀬戸浦など海沿いの旧漁村の内陸側に諸吉東触、箱崎中山触などの旧農村がある。現在集落の意味で「触」を名乗るのは全国でもこの壱岐だけ(江戸時代の福岡藩領には存在)で、フレは古

い朝鮮語の「村」に由来しているという。

港の意味をもつ字では古くから「津」が地名に用いられてきた。大津(滋賀県)、沼津・焼津(静岡県)、江津(島根県)、唐津(佐賀県)、新津(新潟県)、木更津(千葉県)、宮津(京都府)、中津(大分県)などのように上に1文字付くのがふつうで、数多く市名になっている。三重県の津市は1文字だけだが、これは安濃川河口の港を意味する「安濃津」が省略された形だ。似た例では香川県の予讃線と土讃線の分岐駅である多度津は多度郡の港、瀬戸大橋線の四国側の駅がある宇多津は鵜足郡の港である。

地名学の泰斗・鏡味完二さんの『日本の地名学』によれば、津は河川交通に重きを置く地名であるそうで、ここに挙げた事例はほぼ河口港である。

これに対して泊の地名は海上交通の地名とされ、大泊(石川県など)、中泊(愛媛県)、寺泊(新潟県)など例は多いが、津と違って市名がひとつもないのはなぜだろうか。トマリはアイヌ語にも移入されており、利尻島の本泊はポン・トマリ(小さな停泊地)に、また北海道唯一の原子力発電所がある泊村もモイレ・トマリ(静かな停泊地)に由来するという。

浜沿いの珍しい地名としては三重県の「竈」がある。いわゆる南島八ヶ竈と呼ばれるもので、このうち現在も大方竈、道行竈、小方竈、栃木竈、柵橋竈、新桑竈の6か所が大字の地名として残っており、赤崎竈と相賀竈は明治期に合併で消えた。竈とは塩を焼く竈に由来しており、平家の落人が始めた伝承があるという。いずれもリアス式海岸の小さな湾の奥に位置しているが漁村ではなく、製塩の専業集落として長らく継続してきたものだ。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO.700
2015 May



表紙写真

「赤い糸」

第29回写真コンクール金賞
平野 肇 ●愛知会

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一
第33回 道路内民有地に関する座談会②

08 ADR代理人及び補佐人への実務支援研修会

10 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2015 Part14
北海道における地図の特性 ～土地の諸問題解決を考える～

15 貝塚測量機器検査場設置25周年記念事業
(大阪土地家屋調査士会泉州支部事業)

20 自然災害と向き合う

一今、この時代に生きる土地家屋調査士として一
御嶽山噴火

23 伊能図全国巡回フロア展 in 唐津

24 BSジャパンにて放送
特別番組『境界をさがせ！～3人の土地家屋調査士たち～』

25 愛しき我が会、我が地元 Vol.15
富山会/徳島会

29 会長レポート

30 会務日誌

32 会報700号を迎えて①

34 土地家屋調査士名簿の登録関係

35 ちょうさし俳壇

36 国民年金基金から

38 公嘱協会情報 Vol.113

40 土地家屋調査士の本棚
香川保一随想録
一追想記一

41 人事異動 法務局・地方法務局

42 もしもこんなことが起こってしまったら？

43 お知らせ
土地家屋調査士2016年オリジナルカレンダー

44 編集後記

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第33回 道路内民有地に関する座談会②

本稿は、昨年度行った標記座談会の様子をまとめたものです。

ご精読いただくと、今日的な問題点が浮き彫りとなってきます。「自分事」としてお読みいただけたら、幸甚です。

1. はじめに

司会(佐藤) 皆さま、お忙しいところをお集まりいただきありがとうございます。本日司会をさせていただきます日本土地家屋調査士会連合会広報部長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、岡田副会長、ご挨拶をお願いします。

岡田 本日の趣旨は、日本土地家屋調査士会連合会が毎月発行している会報企画として、前年度でしたか、曾根さんにまとめていただいた道路内民有地にはらんでいる問題点について、今までも何回か会報を通じてご紹介したことがあったと思います。そこで、寶金先生のお力もお借りしながら、もう少し深く全国発信ができたらということで、先生に一度ご相談させていただいたところ、対談形式がいいのではないかとご提案もいただき、本日実現したということです。あまり堅苦しくなく、休憩も随時とらせていただきながら、ときには脱線するかもしれませんが、広報部長の佐藤さんの司会進行を進めたいと思いますので、先生方、よろしくお願いいたします。

司会 企画説明については、いま副会長からお話しさせていただきましたので、早速ですが、自己紹介からお願いいたします。

寶金 駿河台大学の寶金です。今日は道路内民有地に関する法律問題について議論させていただくということですが、私が土地家屋調査士会にお招きいただき、全国で質疑応答あるいは勉強会をやる中で、しばしば道路内民有地に関する質問等が出ています。おもしろいことに、それには2種類あります。

一つは、道路内民有地の権利を主張する者がいて非常に困るというスタンスのご議論と、もう一つは道路内民有地をそんなに邪険に扱っていいのだろうか、このように真逆の立場からのご意見、議論をいただくことが多いわけです。

全国各地で道路内民有地の取扱いについては、それぞれ疑問を感じておられつつ、どのように解決したらいいのかわからないという問題状況にあることはわかっています。本日はそれについて、深く議論していただく。特に、この点について詳しい曾根先生にいろいろお伺いしながら、法律問題を考えられる機会を与えられたということで、大変楽しみにしています。よろしくお願いいたします。

曾根 東京土地家屋調査士会の曾根です。前期、研究員として、今日のテーマである道路内民有地に関する研究を岡田副会長から仰せつかり、研究させていただきました。しかし、研究といっても、自分自身まとめる力量もなく、論文までにも至っていない、いま改めて見ても赤面してしまうぐらいの稚拙な内容でお恥ずかしい限りですが、今日は先生からいろいろご教授いただきたいという思いで参加させていただいています。よろしくお願いいたします。

岡田 副会長の二期目をさせていただいている岡田です。もともと曾根さんとは面識がありました。前期、研究所の担当で、私も地元にいる頃からずっと道路の中の民有地の問題について気にはなっていました。自分でまとめるほどの能力もなく悶々とした日が過ぎていました。こちらに寄せていただいたときに研究所担当の副会長ということで、テーマとして一つ挙げさせていただいたときに曾根さんの顔が浮かび、まとめていただいたという経緯です。

今般、連合会の会報誌において「事務所経営に必要な知識」でしたか、このようなタイトルで連載する中で、以前、寶金先生には一回、「事実上の証明力」と「業界情報の格付け・認証」というテーマでご執筆いただいたことがあります。今回の道路内民有地の



岡田副会長



曾根芳文氏

件についても寶金先生のご見識を仰ぎながら、できたらこの議論をもっともっと日本中に広めていきたい。今回がそのきっかけになればいいなと考え、企画させていただきました。

司会 連合会広報部長の佐藤といいます。所属は札幌土地家屋調査士会です。札幌でも、道路内民有地はあることはありますが、問題となるのは境界の確認のときぐらいで、例えば第三者が絡んで権利を主張してくるとか、今のところそういった話は札幌では聞いていません。

曾根 そういうのはないのですか。

司会 今のところは聞いていません。ただ、そういった話も東京ではあるということですのでよろしくお願ひします。それでは、早速、対談に入らせていただきたいと思います。

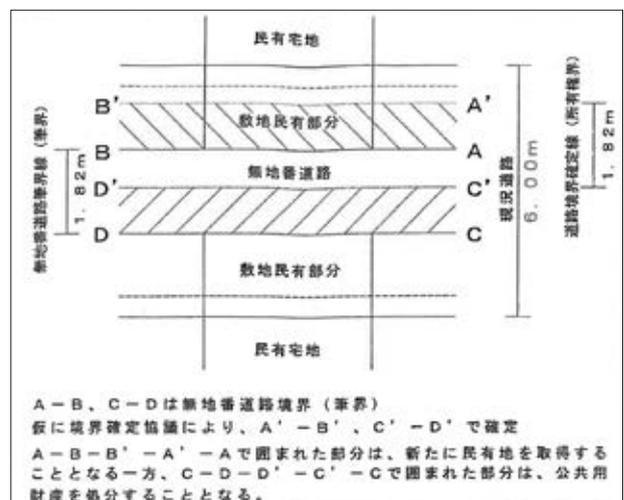
2. 道路内民有地の成因

寶金 私が一般人の立場で素朴に疑問に思うのは、なぜ公共用の道路の中に民有地が存在するのか。それが不思議ではないわけです。道路用地として借りている場合には明らかに道路内民有地が存在してもいいわけですが、それ以外の形で民有地が存在するのは素人目には不思議な事象ということになります。なぜそういうものが存在するのかについて、何かご存じでしたら皆さま方からお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

曾根 図1をご覧ください。道路内民有地はいくつか原因がありますが、その代表的な一例として、も

ともと赤道というか、無地番の土地があった。その土地の隣接の所有者から道路を拡幅してほしいという申し出があり、町としては、わかりました、拡幅してあげるから土地をよこさない、そうしたら拡幅してあげますということになった。拡幅して、現状の道路はこの図のような形で拡幅されていますが、一切登記をしていない。一切登記をしていない場合もあるし、他の土地は移転登記している場合でも一部の土地は登記をしていない場合がある。当時、買収に応じなかったのかもしれないし、相続関係の問題で登記できなかったかも知れない。その辺りの理由がはっきりしないで残ってしまっているものがあります。

寶金 今おっしゃったことを法的に整理すると、道路を拡幅してほしいならば、あなたの土地の一部





寶金敏明氏

をよこしなさいと。その場合、一般的に一番多いのが国または地方公共団体がそれを購入したというケースですか。

曾根 「上地」とか言っていたと思います。

岡田 寄付の場合もあります。

曾根 今でいうと寄付ですね。

寶金 上地という名の寄付行為が行われている場合もあれば、最近では買うこともあるのでしょうか。

曾根 今は拡幅の場合、原則、用地買収以外にはないと思います。ただ、建築基準法上のセットバックはまた別で、建築に際して自分の土地境界から後退しなければいけない。

寶金 セットバックが必要な場合、これは法律的に所有権がどうなるかという関係では、どのようになるのでしょうか。

曾根 道路拡幅に際して、無償なのか有償なのか、はっきりしないこともあります。

寶金 拡幅とセットバック以外に付替道路などは…。

岡田 全く新規にポーンと抜くときもあります。

寶金 実態として、新規で作られた場合でも民有地が道路の中に残されることもありますか。

曾根 あります。

寶金 道路内民有地の発生原因の、第1として、最も多いのが拡幅工事。第2としては、セットバック、第3として新規の道路敷設ですね。敷設の際の民有地の残存。いま民有地と言っているのは民有登記名義という意味ですか。

曾根 所有権に争いがあるものもありますから、厳密に言えば、民有の登記名義があるということです。



佐藤広報部長

寶金 議論する前に最初に確認しておかなければいけないのは、道路内民有地というのは正確に言うと道路内に民有の登記名義のある土地という定義でよろしいですか。

曾根 おっしゃるとおりです。

寶金 第3のグループとしては、新規に道路を敷設したのに民有の登記名義が残っている。

曾根 ただ、これは今の拡幅の派生系だと考えていただければ。

寶金 おっしゃるとおりです。派生系ではあります。派生系でありながら、なお、これを独立に取り上げる必要があると思っているのは、純粋な派生系の場合もあれば、勝手に付け替えている場合があります。それもこの第3グループに入るのではないですか。

曾根 そうですね。

寶金 新規敷設という中には、もともと計画的に行う場合と、私たちがたまたま経験するのは無断付替があります。この辺が法律的には別なので、後で議論するときに分けなければいけないかどうかだけど、無断付替道路が結構あります。

寶金 まず法律関係をしっかり分ける。そのためには、なぜそもそも道路内の民有名義の土地が出来てしまったのかということを取得した原因ごとに分けていく必要がある。このことをまず考えなければいけない。一つ目は拡幅工事。二つ目はセットバック、三つ目は新規敷設。それもさらに分ければ計画的な敷設と無断付替道路・水路に分かれる。それ以外にはないですか。

曾根 戻りますが、今の無断付替の中でも、もちろ

ん了解の下に付け替えたけれど、全く登記をしないという意味ではこれと近いところもあります。無断だけではなく了解を取っても、了解を取ってお互いに、地方自治体と民間人との間で契約は取れているけれど登記をしていない。

寶金 契約はできているけれど登記をしていない。

曾根 現状は付け替えてしまったけれど、登記上はそのまま、何もいじっていない。

寶金 そういう場合ともう一つ、私などが裁判で経験しているのは、無断付替の事実を当局が把握すらしていないのがあります。それも道路内民有地の存在理由になり、余計ややこしい。勝手に付け替えて勝手に通っている。そんなところは恐らく町の端っことで、道路管理者にとってはほとんどどうでもいいようなところなので気がつかない。よく見てみたら、こちらにあったものをこちらに付け替えているというのがある。それなどはまた分けて考えなければいけないのではないかと。そうすると、それらを一緒にくたに論ずるのはちょっと難しい。

曾根 あと、今回の目的の道路内民有地が起こす社会的な影響という観点からいえば、個人の土地で勝手に付け替えたものに関しては、社会的にそれほど影響が大きいケースが多いこともあって…。

寶金 法律問題と考える場合、そういうものもあることを認識した上で、最後に本日のメインのテーマとするのはこれとこれだということで、テーマを絞って議論を先に進めればよろしいでしょうか。

曾根 はい。

寶金 先ほどの話の中で一つ気になるのは、拡幅のときに、寄付があったのに未登記、それから購入したのに未登記という話がありましたが、そのほかに未買収、未取得もあるのではないかと。私が裁判で経験したのはその形態です。道路内民有名義者の主張によれば、付近一帯が買収にかかったことはわかっている。ただ、うちについては、うちがごねたので結局は買収しないままに見切り発車で道路をつくられてしまったと言っているのがあります。これは今の話ではなく、それこそ大正時代か何かの話ですが、そういうこともあると言っているの、そういうものもありうべしかな。未買収の取得。それから、法律関係をややこしくするのは、四つ目として借り受けているだけの道路敷地もある。

岡田 自治体が借り受けている。

寶金 はい。①購入したが未登記が明らか、②寄付を受けたが未登記が明らかという民有名義の土地は法律上あまり問題ない。問題があるのは、いま言った③未買収ゆえの、未登記土地。④借り受けているがために登記はない土地。厳密には正当権原、道路を使用する権原はあるけれど登記がないという場合があります。だいたいそのぐらいでしょうか。

曾根 今日の資料にも入っている無償使用承諾は④の土地ですね。

寶金 無償使用承諾というものです。無償使用承諾は借地権の設定になるのか。黙って見ているから勝手に使えよという話になるのか、放任になっているのか。そこは法律的には厳密に考えなければいけないところではあります。

寶金 その他に、五つ目のグループとして、⑤土地所有者が確知されているのに無断で使用を継続しているというグループがある。これをさらに分類しますと、⑤-1過去において適正に買収したはずだということでその土地を自主占有しているけれど、的確な証拠資料が残っていない。⑤-2私人たる登記名義人に移転登記を求めることができない状態である。その場合には時効取得を理由に民事調停や提訴をするなどして名義を地方公共団体や国に移転するという方策が考えられる。それとは別に、⑤-3的確な資料もなく漫然と民有地を占有しているにとどまる場合もある。

そのほか、六つ目のパターンになるけれど、⑥所有者が確知できない。放置しているわけではないけれど、所有者が確知できないので放ってあることもあるようです。

そのように分けられるということで認識を新たにして法律論に進むわけですが、その時点でさらに私から皆さんにお話ししておかなければいけないことは、道路が国有ないし公有、都道府県市町村有のものであるならば、それを民有のまま勝手に使うことは許されないという憲法上の大原則。これを現場で議論している人は忘れていないかと思われる節があるので、それについてここで改めてお話しさせていただきます。

改めて指摘するまでもなく、憲法29条は、財産権はこれを侵してはならない。本件の絡みで重要な

規定は、29条3項の私有財産は正当な補償の下に、これを公共のために用いることができるという建前。これは憲法上の定めです。そういう憲法の定めからすれば、もちろん私的財産、私有財産の典型的なもの、代表的なものは土地所有権ですから、国であれ、地方公共団体であれ、私人の土地を国有地として使う、あるいは公有地として使うためには、当たり前のことですが、買収とか寄付とか土地の収用とか時効取得その他の正権原が必要です。そのような自らが使うことについての正当権原の有無といった法的観点を欠いたまま漫然と他人の土地を使用することになれば、憲法29条の問題を生ずることになる。このことはまず大前提として知っておいていただきたい。

ところが、一部の議論をする人たちの中にはそういった意識がまるっきり欠けていて、道路の中に民

有名義の土地が残っているのは困ることだから、これを何とかして抹消したい。もっぱらそちらの立場からの議論しかできない人がある。それは憲法の建前を根底から無視した議論であり、本来反省しなければならないものだという事を最初に申し上げておきたいと思います。

もともと、何とかして民有登記名義を抹消したいという心理の裏には、第一に「権利の上に眠るものは保護に値しない」という時効制度の要請を語っている場合がある。それはそれで真っ当な議論といえます。ましてや、古い登記という権利の外形、というか形骸が残っていることを奇禍として、これをネタにその権利を譲り受けたと称する者が、賠償金をせびり取ろうとするケースを想定するのであれば、そのような者をシャットアウトする議論も真剣に考える必要があろうかと思えます。

(次号に続く)



ADR代理人及び補佐人への実務支援研修会

四国ブロック協議会

平成27年2月20日(金) 21日(土)の二日間に亘り、高知県高知市杵形にあるオリエントホテル高知において、土地家屋調査士会四国ブロック協議会の『ADR代理人及び補佐人への実務支援研修会』が行われました。

お二人の講師の方々には、経験談を交えながら大変になる貴重な講演をしていただきました。ADRの現状と今後、というよりも土地家屋調査士業務の現状と今後どうあるべきかというお話をしていただき、ADRに携わる者として、また土地家屋調査士として大変気が引き締められる思いをさせていただきました。

【一日目】

講師：石川雅康(弁護士・境界問題ADRセンターこうちメディエーター)

演題：「境界紛争受任に当たり、弁護士として私が思うこと」

自己紹介：

昭和45年03月 中央大学法学部法律学科卒業
昭和53年 高知弁護士会登録
平成09年 高知弁護士会会長
平成19年07月 筆界特定調査員
平成23年07月 メディエーター



弁護士・境界問題ADRセンターこうちメディエーター 石川雅康氏



一日目の会場の様子

講演内容：

1. 相談の始まり
2. 境界の意味内容
3. 筆界の成り立ち
4. 筆界と所有権界
5. 筆界確定の訴えが民事裁判として認められる理由
6. 筆界確定の訴えとはと所有権確認の訴えとの違い
7. 裁判実務における筆界確定の基準
8. 境界紛争相談時の私の思いと弁護士費用
9. 受任の際の委任契約書の作成
10. どの裁判所に訴えるか
11. 筆界特定制度において調査員としての経験とその感想
12. ADRにおいてメディエーターとしての経験とその感想
13. 民事裁判は実際にはどのように行われているのかの概略説明
14. 質疑応答

【二日目】

講師：須藤典明(東京高等裁判所部総括判事)

演題：「裁判所における調停と境界確定」

自己紹介：

現在の職務

- ※ 民事の控訴事件、家事の抗告事件、選挙訴訟、独占禁止法違反事件等

土地家屋調査士会との関わり

- ※ 小泉改革による平成の地図整備
- ※ 筆界特定ADRの整備と研修
- ※ その後一山梨県土地家屋調査士会研修、静岡県土地家屋調査士会研修

講演内容：

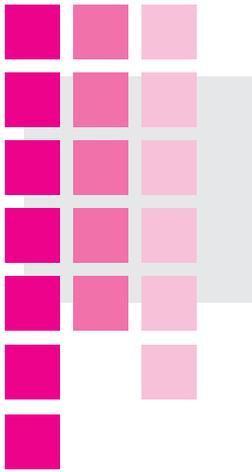
1. 筆界・境界をめぐる紛争の解決手段の多様性
 - ※ 私的解決、公的解決
2. 日本の裁判所の組織と四国の裁判所
 - ※ 日本の裁判所組織と予算、四国の裁判所
3. 主要各国と日本との法曹人口の比較
 - ※ アメリカ、ドイツ、フランス、イギリスとの比較
4. 裁判所で扱っている事件の種類と動向
 - ※ 民事・行政事件、刑事事件と少年事件、家事事件
5. 裁判所における調停
 - ※ 民事調停、家事調停、調停委員の人数と任期等、調停事件の動向
6. 裁判所における調停手続きの流れ
 - ※ 簡易裁判所への民事調停の申立て、調停期日と調停委員の指定、調停期日の実施、



東京高等裁判所 部総括判事 須藤典明氏

調停の成立と不成立、調停の成立調書の効力

7. 境界をめぐる調停の問題点
 - ※ 調停の手続きで筆界や境界を定めることができるのか、境界確定の法的性質は何か、処分権主義との関係は、調停では筆界や境界を直接定めることはできず所有権界を定める、誰が調停を申し立てることができるか、裁判所の調停における筆界・境界紛争の処理のポイント、所有権の範囲についての合意の一例
8. プロフェッショナルとしての土地家屋調査士の皆様への期待
 - ※ 期待されている役割、スキルアップとステータスアップ、国土調査との関係、30年後の日本社会と土地家屋調査士業務
9. 質疑応答



ほっかいどう地図・ 境界シンポジウム2015 Part14

北海道における地図の特性 ～土地の諸問題解決を考える～

札幌土地家屋調査士会 広報部長 高橋 育照

日時：平成27年2月19日(木)
場所：ホテルライフォート札幌
主催：日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会
(札幌土地家屋調査士会、函館土地家屋調査士会、
旭川土地家屋調査士会、釧路土地家屋調査士会)
協賛：北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
後援：札幌法務局、北海道、札幌市、日本土地家屋調査士会連合会、
公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会



私たち土地家屋調査士が土地の境界を測量するにあたり、重要な資料となる地図(公図)。北海道の開拓時代から現在に至る地図作成の変革や特性を知ることが、より幅広い見地から高度な地図作成に役立つものと考えます。

また、筆界問題に関連して表題部所有者の名義が変則的である場合など、それが被災地の復興を妨げていたり、まちづくりの障害になっていたりします。

今回はこのような諸問題も交え、個性豊かな日本の土地の諸相

に迫りたいと考えます。

このような趣旨のもと、14回目を迎えるシンポジウムが開催され、関係官庁、関連業界、一般市民、土地家屋調査士の方々を含めて、約300名の来場者がありました。

辰巳伸次北海道ブロック副会長が開会の辞を述べて、桑田毅北海道ブロック協議会会長が主催者代表挨拶を行いました。

来賓挨拶

札幌法務局長 高村一之氏
登記所備付地図の整備につきましては、その重要性が広く認識され、各方面から高い期待をされていること、北海道の地図作成にその原動力として土地家屋調査士が



ステージ



満員の会場風景



高村札幌法務局長

活躍していること、また筆界特定制度においても制度を支えている土地家屋調査士の今後に期待するとともにシンポジウムが成功裏に終わることを祈念する旨の挨拶をいただきました。

また日本土地家屋調査士会連合会 林千年会長には制度制定65周年を迎える本年、司法制度改革を経て、土地の境界について紛争をなくし、社会に貢献したいという事で活動しているところ、このようなシンポジウムをとおして皆で考えられる機会になればと挨拶をいただき、講演がスタートしました。



林日調連会長

第1部

「北海道における地図の特性 ～区画線を中心に～」

札幌法務局 地図整備・筆界特定室
室長 乙川信次氏
北海道は明治以降の開拓の歴史



乙川筆界特定室長

を紐解かなければ理解が難しいのですが、そもそも法律的に土地とは何かというと、日本領土内の人為的に区画された一定の地表面であり、主権の目的となり得るものです。

主権とは自分たちで利用し、支配できる地表面であり、その主権の目的となる形状を描いたものが地図です。

また、不動産登記法では表題登記がある一筆の土地と、これに隣接する他の土地との間において、当該一筆の土地が登記されたときにその境を構成するものとされた2以上の点及びこれらを結ぶ直線を筆界といい、その筆界線(区画線)に基づいて地図に関する業務を行っているわけですが、地図にはいろいろな種類、規定がありますので、その特性、歴史を知ることが重要なことです。北海道は開拓の歴史の中で地図が作られてきたわけですが、本州と比較して少し異なった歴史を持っています。

明治維新、本州は藩があり大名がいて土地が開墾され家があって利用が為されていました、つまり土地の区画線は既にあったといえますが、北海道は未開の地であり区画線が無かった、ここに大きな違いがあります。

明治政府は地券制度を行ったが、誰がどの土地を持っているか、なかなか把握できていませんでした。明治6年に地租改正条例が布告され、地引絵図・改租図が作成されましたが、正確な測量技術が乏しかったので、どこにどういう土地があり適正に税金が支払われているか管理するにも、図面が正確ではなく税収管理ができない状況といえました。

その後、明治17年に地租改正が布告され土地台帳が備えられましたが、北海道と沖縄を除くものでした。図面の正確性が必要とされ、明治18年地押調査がなされ、更正図(字図・字限図・地押調査図)が作成されました。

明治22年に土地台帳規則が出来て各県に初めて税務部が置かれ(後の税務署)これにより地券が姿を消します。土地台帳附属地図がここで生まれ、新様式となった土地台帳が今、法務局に引き継がれています。

因みに明治以降、国として初めて制定されたのが登記法で(法律第1号)、明治23年に不動産登記法となり現在に至ります。

【国有地の私有地化】

では北海道はどんな状況だったのでしょ。明治2年に開拓使を設置して、北方の警備とともに国家の財産基盤である地租徴収のため、早急に蝦夷地を開拓をすることとしました。

原則として北海道の土地は全て国有地とする規定をし、地租徴収の手段としてこれを私有地化していくこととなります。この時既に永住している人々には払い下げをするものとなりました(明治4年永住人拝借地被下方達)。またこの年は札幌市に碁盤の目が作られた年でもあり、外国からケプロンやワーフィールドらの技術者が招かれて助言をもらいました。

明治5年に地所規則が定められ、土地の有償払い下げが為され、図面に基づいた処分をしようと土地処分図が作成されましたが、作成者の規定がなく開墾者が作成し

たものもありました。開墾には困難を極め制度が進まない状況で、とにかく開墾を進めるために明治19年北海道土地払下規則が定められ、ここでも土地処分図が作成されましたが、これら処分図は今見ることは出来ません。

明治20年から殖民区画が定められ、集団入植の方法が開始されました。この時作成された殖民地区画図は直角(90度)で碁盤の目を作ったものでした。また、明治23年屯田兵土地給与規則が定められ、陸軍の測量により精度の高い処分図(明細図面)が作られました。

明治30年北海道国有未開地処分法が制定され、処分図(実測図)が作成されています。これは計画的で精度も高いもので、この処分図により未開地に区画線を先に作って入植していきました。このような中で北海道の開拓が進んでいったという事を知っていただきたい、またそれら処分図(実測図)には様々なものがあることを知っていただきたいわけです。

[行政の必要による地図]

北海道庁は未開地処分等により錯綜・紛糾した土地の境界の明確化のため、土地連絡調査を行いました。調査方法の違いにより第1期から第4期に区分しています。

第1期

明治29年～大正6年：土地連絡図調製に関する実地調査規則
土地連絡図(平面座標ではなく球面座標だった)道庁令

第2期

大正7年～昭和4年：土地連絡調査心得 土地連絡図(平面座標)道庁訓令

第3期

昭和5年～昭和20年：土地整理調査心得 土地整理図 道庁訓令

第4期

昭和22年～昭和41年：土地連絡調査心得 土地連絡図 建設大臣承認

この中で第2期、第3期については境界査定処分が行われ、この処分図は現在も非常に重要なものとなっていますが、記載の線にはいろいろな事情を含んでいるものが混在しているので、気を付けたいものです。

戦後、連絡調査は国土調査法に引き継がれていくことになりました。

大正4年には札幌税務監督局が徴税のために土地台帳附属地図を作成しましたが、本州で云う公図はこれと同様のものと考えられます。

終戦後、法務庁設置法により裁判所から法務局へ登記簿が移管され、昭和25年税制改正により土地台帳が税務署から法務局へ移管(国税から地方税へ)、さらに昭和35年表示登記制度創設があり台帳と登記簿が一体化されました。

北海道における基本地図

・原始筆界に関する図面

土地処分図：現地指示能力が非常に薄いので、修正され土地連絡(整理)図へ

殖民区画図、売払地実測図、開拓地確定実測図、土地改良図、区画整理図等：現在基本地図として使用

御料地払下図、国有既墾地売渡し図：現在使用していない

・確認的筆界に関する図面

土地連絡(整理)図、国調地籍図

その他、宅地造成等の整理図、準図面等もあり、北海道の法務局にある地積測量図は座標値の記載が非常に多いので、様々な技法を駆使すれば現地復元能力を備えており、いろいろ注意を払って取り扱っていただければと思います。

筆界を特定するには物証、人証、公証がありますが、物証は経年変化の性質を持ち、人証は記憶という曖昧さを含んでいますので注意を要します。また、数値絶対主義には気を付けていただければと思います。

最後に、関係官公署の皆様が土地の境界等に関する仕事を進める時には、法律上の規定により土地のなりわい・歴史・慣習を理解し専門職能を発揮する土地家屋調査士の技能を活用されれば、法務局の地図・地積測量図もより良いものになって、国民の皆様のために行政を進めることが出来ると思いますので、今後ともご協力を願えればと述べられました。

第2部

「さまざまな土地の肖像～表示に関する登記の役割」

早稲田大学 教授、日調連学術顧問

山野目章夫氏



山野目教授

北海道の地図は本州・四国・九州と異なることが沢山あります。他を語ることで北海道が浮き出てくる、第1部と第2部がセットになって得心いただけるものと思います。

被災地を悩ませていること、東海・四国にこれから起こるであろうその地域を不安にさらしている災害、この地域においても土地家屋調査士や登記官が立ち向かっているんだという事も、ぜひこのシンポジウムの機会を借りてお伝えしたいものですと述べられ、10項目からなるクエスチョンに歴史的な解説を交えながら、文字通りさまざまな土地の肖像を紐解いていきました。

Q1 「羽田空港がある場所は、国有地ではないのか？」

連合国軍総司令部(GHQ)による接收の後、昭和52年以降に接收解除となったが、

そのまま現在まで羽田空港の敷地としての状態で使用されてきたが、登記簿が戦前の所有者となつたまま、相続人もわからない状況となってしまった。国は所有権を主張して今日まで争っているが、一部に残っている戦前の所有者の登記問題を解決しなければならないものです。

「古い不動産登記が残ったままになっている問題は日本各地にありふれている。

東日本大震災の被災地でも復興の足かせとなっているケースも多い」(山野目教授談：日本経済新聞2014年掲載記事)。

Q2 「表題部所有者が 誰他何名と記録されている土地の所有権の保存の登記は、どのようにしたらよいか？」

北海道にはあまり見られない事例と思います。明治の土地台帳以来から歴史上の違いがあります。北海道のように殖民して開拓をして人が新しく入ったのではないのです。

一筆の土地にたくさんの所有者がいることが珍しくない農村共同体で埋め尽くされている状態で、所有者の名前が具体的にわからないわけです。

これは岩手、宮城、福島に少なくないもので、高台移転の適地がこの状況になっているのです。他何名と書かれている人達を探すことは大変困難で、今被災地で起こっている大問題です。被災地三県以外では四国・九州でも見られるもので、今後東海・東南海のトラフで津波を引き起こす事態になった時は、同じような地獄絵がここで展開し、登記の問題が邪魔をして復興住宅を作ることが出来ない問題が生ずる恐れがありますので、今のうちから直さなければなりません。

Q3 「表題部所有者が 共有総代権 と記録されている土地の所有権の保存の登記は、どのようにしたらよいか？」

これは入会地と云われるもので、やはり被災地三県に多く、国道や復興住宅の妨げになっています。法務省でもはっきりした先例がない事例で、当初から共有者全員の名前が無い可能性が高く、村のような共同体が持っていたと考

えます。

第1部のお話と組み合わせて、こういうことをつらつら感じていただきたいのです。

北海道は開拓の労苦・ストレスが大変でしたが、それと表裏の関係で本州・四国・九州には歴史の重みがこのように重なっている大変な問題があります。

Q4 「町内会の代表者であった個人が所有権の登記名義人になっている土地は、どうしたらよいか。町内会を所有権の登記名義人とする登記をすることができるか？」

これは市町村長の認可によってできます。手続きとしては移転の登記という事になります。

Q5 「多数の個人が所有権の登記名義人になっている土地は、町内会を所有権の登記名義人とする登記をすることができるか？」

北海道にもあるケースです。災害復興の妨げとなるので今のうちに正しておいていただかねばならないものです。

10年以上平穏且つ公然と町内会のものである旨の市町村長の証明により可能です。

Q6 「字または大字が表題部所有者として記録されている土地は、どのようにしたらよいか？」

これも高台移転のときに見られるものです。数は多くなくとも、北海道においても存在し、将来災害がやってきた時のために、今のうちから見ておく必要があると感じられるものです。所有権の保存の登記をします。

Q7 「海水が冠した土地は、どのように考えたらよいか？」

津波で海水が引かない地域があります。被災地ですから見つけ次第登記官が職権でというところでしょうが、何ととってもマンパワーに限界がありますので、土地家屋調査士が調査をするわけです。皆様方にはご理解いただきたいのですが、土地家屋調査士はそこに行って建物一個ごとに、建物であり続けているかどうか悩んで判断をします。その土地家屋調査士も被災者ですが、これは土地家屋調査士さんに社会が託した仕事である、ということでやっているのです。

Q8 「国土地理院の再測量により新しい基準点測量成果が公表されている場合において、分筆の登記は、どのようにしてするか？」

今回は最大5メートル動きました。これだけ動くと筆界の形相が変わってしまいます。

従前の成果に基づく場合は点検を要するわけですが、放射線量が高くて現地入りできないのです。そういう地域は実地調査に附合しないということで、全て却下される取扱いです。

Q9 「同一の場所について重複する地番が与えられている場合は、どうしたらよいか？」

これは地図混乱地域です。登記所備付地図作成作業によって解決します。

東北ではあれだけのダメージがあったのに、登記記録、地図等の図面情報は一件も失われていないのです。もし登記簿やデータを

失っていたら、今日お話の事よりもっと深刻な問題にぶつかっていたはずが、不動産登記制度は我々の制度構築の事前準備の積み重ねによって、この部分で震災を克服したのです。

うまくいった事、そうでなかった事どちらもありますが、私たちは引き続き一生懸命やっていくしかないんだと思います。

Q10 「北海道は、地籍調査が進んでいないと述べる人がいるが、どのように応えることがよいか？」

北海道は地籍調査が進んでいないといったことはありません。国土調査法の地籍調査という名前ではなされなかっただけです。名前は違っても明治29年から始まった、わが国最初の座標値を用いた地図で面的な広がりを持った先達がこの地域なのです。土地連絡図、土地整理図の知識を紹介していかねばなりません。

土地家屋調査士は土地家屋調査士法第25条第2項に云う各地方の慣習を大切にしながら、今後も仕事をしていていただくというのは、数字に表れる表面的なことだけではなく、丁寧にその土地の肖像を見ていかなければならないという事であり、本日はそのことを本州・四国・九州と比較して改めて確かめていただくキッカケになり、土地の状況と向かい合っている土地家屋調査士の仕事を、皆様方にとって今日改めてお見知りおきを頂くチャンスになったのではないかと信じます。

講演後、林原安弘北海道プロッ

ク副会長による閉会の辞により、昨年に引き続き日調連の林会長が掲げる「境界紛争ゼロ宣言!!」に呼応し、地図にフォーカスを絞った「ほっかいどう地図・境界シンポジウム2015 Part14」は盛況のうちに終了しました。

貝塚測量機器検査場設置 25周年記念事業 (大阪土地家屋調査士会泉州支部事業)

大阪土地家屋調査士会 泉州支部 神前 泰幸

今般、大阪土地家屋調査士会泉州支部において標記事業を行いました。この事業には国土地理院近畿地方測量部、大阪法務局、貝塚市等多くの協力いただきましたので、その詳細につきご報告いたします。

1. はじめに

大阪土地家屋調査士会には、現在13の支部があり、その最も南に位置するのが泉州支部である。エリアとしては、地車で有名な岸和田市を筆頭に、貝塚市、泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉大津市、和泉市、忠岡町の7市、4町で構成される。

貝塚市は、このほぼ中間に位置する人口9万程度の市であるが、元々は「願泉寺」を中心とした寺内町であり、その後周辺の村を編入して、市制を施行したのは昭和18年のことである。1964年の東京オリンピックで活躍した、日紡貝塚女子バレーボールチームの本拠地としてご記憶の方もおられるであろう。

さて標記の、貝塚測量機器検査場は、平成元年秋から平成3年春まで約1年9か月を費やして、当時の大阪土地家屋調査士会第11支部(現泉州支部)が支部事業として完成させた(比較)基線場の正式名称である。

距離測定の技術は今も日々進歩しているが、当時はスチールテープ主体の測量から、光波測距儀へと急速にシフトしていたころかも知れない。いずれにせよ、土地家屋調査士が最も必要とすると思われる50メートル前後の距離に対する基線場というのは、多くはなかった。それで、支部の中で自分達の基線場を作ろうという気運が盛り上がり、ようやく完成させた思い入れの深い施設である。

この事業の完成までには、大阪土地家屋調査士会



完成当時の基線場全景

(本会)は言うに及ばず、国土地理院近畿地方測量部、大阪法務局、貝塚市、大阪府測量設計業協会等々、実にたくさんの方々

のご助力、ご協力をいただいた。特に、国土地理院近畿地方測量部の全面的な技術協力がなければ完成はおぼつかなかったであろう。



完成披露式典の様子

観測自体は、国土地理院の技術指導のもと、われわれ自身で行ったが、インバール尺を用いての観測は今に至るまで他に経験がなく、非常に思い出深い体験になっている。

基線場自体は、貝塚市総合体育館の敷地内に設置されており、全長50mで、0m、25m、30m、50mの四つの端点を有し、各々にインデックスが埋め込まれている。完成当時の公称値は次の通りである。(単位はメートル)

0～50	0～30	0～25	25～50	30～50	25～30
49.99005	29.99088	24.99329	24.99676	19.99918	4.99758

思えばそれから、はや四半世紀が経過したわけであるが、泉州支部では毎年、支部事業として本基線場を利用した測量機器の点検を行っている。そんな中、最近になり「どうも数値がおかしいのではないか?」という疑問の声が上がるようになった。数ミリ、数値が合わないというのである。

考えてみれば本基線場は完成以降、1995年の阪神淡路大震災をはじめ、数々の地震に見舞われている。数値が変動している可能性は極めて高い。しかし、数値を改訂するとすれば、絶対に確信の持てる方法で再測する必要がある。そのためには、再び国土地理院の協力を仰ぐ必要があるであろう。

取りあえず、支部として次の三点を目指し記念事業を行うことを決定した。

- 1) 貝塚測量機器検査場の検測
- 2) 登記基準点の設置
検査場のインデックスに国家座標値を取り付ける
- 3) 講演会
講師 国土地理院近畿地方測量部(成果発表)

2. 国土地理院近畿地方測量部の技術協力

なにはともあれ、国土地理院近畿地方測量部の技術協力を取り付ける必要があったが、昨年7月16日に訪問させていただいたのが最初で、その後数回打ち合わせを行っている。国土地理院の対応は非常に心地よいものであった。その上

- 1) 基線場の検測作業は国土地理院が自ら観測する。
- 2) 登記基準点の設置については、技術的なアドバイスをする。

の二点につき、約束をしていただいたのである。ただ、国土地理院も既にインバール尺を用いた測量は行っていないので、測量方法自体も地理院の方で検討するということがあった。

もちろん、われわれだけですんなりと運んだわけでは決してない。大阪法務局と貝塚市それに大阪土地家屋調査士会本会には、本事業への



地理院との打合せ

協賛をいただき、全面的にバックアップしていただいたことは特筆しておかなければならないであろう。

(国土地理院近畿地方測量部の方々には本当にお世話になりました。特に、冷静に考えれば無謀とも思える依頼を聞いていただいた、畠山裕司部長、飯田誠次長、また、その上適切なアドバイスをいただき、寒い中測量作業にまで立ち会っていただいた折笠幸平課長、実際に測量作業をしていただいた芝公成測量技術専門員には感謝の言葉もありません。芝様には、基線場のインデックスに認定登記基準点として国家座標を取り付ける測量方法について、詳細

な技術的アドバイスをいただきました。

また、われわれに全面的なバックアップをいただいた大阪法務局前田幸保首席登記官、横沢肇総括表示登記専門官、用地提供でもお世話になっている貝塚市の波多野真樹副市長、信野隆敏庶務課長に厚く御礼申し上げます。(肩書きはその時点のもので、変更になっている可能性があります。以下においても同様です。))

ところで、以下あまり触れる余裕がないと思うので、今回の事業目的の一つである、認定登記基準点の申請に向けた状況について、ここで簡単に述べさせていただきます。

国土地理院のアドバイスにより、方法としては「偏心」による設置を採用する。インデックスの近傍で、偏心点を設け、方向定位のため一定距離以上離れた点をもう一点設置する。この二点を、電子基準点のみを与点としてGPS(スタティック)で観測し、この結果を利用して、トータルステーションで、座標を設置したいインデックスを観測する。

幸い、基線場の近傍で四等三角点が存在するので、これを偏心点として利用することにした。既に、連合会技術センターからは、セミダイナミック補正を適用すること等の助言を頂戴している。それも含め、観測、計算等はすべて終了しており、現在、申請図書の整理中であると聞いている。間もなく、認定登記基準点の申請が提出される予定である。

3. 観測 —準備の大切さ—

昨年11月14日の国土地理院との打ち合わせにおいて、概ね本年の1月後半に、地理院として検測作業に入る予定であると教えていただいた。続いて12月18日、折笠課長と芝測量技術専門員とが下見に見えられ、貝塚市も交えた中で、検測は本年1月26日～1月30日の週に行う予定で、今のところ(天候の問題がなければ)1月27日、1月28日、1月29日の三日間を予定していること、地理院本院からも二名が作業に加わっていただけること、また、観測する各端点にテントを設置すること、実際の観測作業は日没を挟んで前後二時間程度で行うことなどが説明された。

(大気の状態は、日の出及び日没を挟む前後二時間程度が最も安定しており、精密な観測はこの時間帯に行う必要があるとのことである。)

なお、予定している三日間では、三カ所の端点しか観測できないことが、事前に伝えられていたので、今回は30メートル端点を観測の対象からはずすこととした。



準備作業1

観測は結局、国土地理院が保有する、0.1ミリメートルまで計測できるLEICA製のトータルステーションで行われたが、精度を一桁上げることがいかに大変か、その準備作業を通じて、改めて思い知らされた瞬間でもあった。後日談であるが、地理院としても三脚をいかに固定するかという問題を考えていた。現地は、杭を打てるような場所ではないため、その方法が問題だったのである。

年が変わって本年1月19日、芝測量技術専門員による最初の準備作業が行われたが、それは三脚を固定する位置に金属鉋を設置するための作業であった。まず、各端点においてトータルステーションを据え、その時の三脚の足(石突)の位置に測量用の金属鉋を設置したのである。(この作業の持つ意味は、当日の検測作業をスムーズに行うためだけでなく、据え付けの段階で整準台を可能な限り水平にする必要があり、その位置を探る意味合いもあったのではないかと推測している。)

観測は、予定前日の1月26日に、近畿地方測量部と本院による下見がなされ、予定通り1月27日から始まった。観測のスケジュールは次の通りである。

一日目	0メートル端点	にトータルステーション
	25メートル端点、50メートル端点	にミラー
	を設置して観測	

二日目	25メートル端点	にトータルステーション
	0メートル端点	にミラー
	を設置して観測	
三日目	50メートル端点	にトータルステーション
	0メートル端点	にミラー
	を設置して観測	

なるほど、三日必要である。心配していた雨は降らなかったが、結構風が強



準備作業2

く、何よりも寒かった。(皆さま、本当にお疲れさまでした!)観測自体は、同一距離につき30分以上の時間を空けて、計6回行われた。その都度、観測前後において測定時刻、二種類の温度計による温度、気圧が記録される。

観測は前述の通り、日没前後の二時間程度、具体的には午後三時半頃から七時半頃まで行われたが、その準備には各日、およそ一日かかった。作業としては、テントの設置(作業当日は結構風が強かった。テントの必要性を実感したものである。)、テントの固定、トータルステーション及びミラーの設置、その固定が挙げられる。考えてみれば、0.1ミリメートルの精度を必要とする、しかも長時間の観測である。その単位まで計測できる特殊なトータルステーションを使用すると言っても、その致心がずれていれば何の意味もない。しかし、トータルステーションをその精度で致心するという作業は、ちょっと想像がつかない。

実際には、(写真でも見られると思うが)三脚と機械との間に特殊なアダプターが挿入され、XY両方向に微動ネジで動くようになっている。さらに、両側に別のトータルステーションを据え、致心等の状態をチェックする。大変な作業である。精度を一桁上げることが、いかに大変か、身をもって実感した。25年前のインパル尺のときもそうであった

が、今回も本当に貴重な体験をさせていただいた。



上から、トータルステーション、ミラー、
テントの様子、温度計、温度計

後日、国土地理院から詳細な距離計算簿が提示された。ここでは詳細は略すが、結果は

0～50	0～25
50.0002	24.9964

となっている。当初支部会員の抱いた「数値がおかしいのでは?」という疑問は正しく、以前の数値と比較すると、50メートル区間でほぼ1センチメートルの差が生じている。



すべての作業が終わり、記念撮影、上段真中、
左折笠課長、右芝専門員

(余談であるが、地震等の影響としてこの値をどう評価するかは別の意味で難しい問題と思われるが、少なくともこの地域で土地の移動が確認されたことになる。今回、基線場のインデックス自体を登記基準点として公共座標に取り付ける試みは、このような意味においても有用な取り組みと言えるのではないかと(勝手に)思っている。)

4. 記念式典

以上の国土地理院による検測が無事終了したことを記念し、また基線場として、数値改訂の日時を確定させる意味も含めて、本年2月6日、午後2時から、国土地理院近畿地方測量部から畠山裕司部長、お世話になった折笠幸平測量課長、芝公成測量技術専門員、大阪法務局から前田幸保首席登記官、横沢肇総括表示登記専門官、大阪法務局岸和田支局から長沼晶子支局長、小畑彰統括登記官、貝塚市から波多野真樹副市長、大阪土地家屋調査士会から加藤幸男会長、他多数のご来賓の出席を得て、貝塚市民福祉センター4階大会議室において記念式典が盛大に催された。本基線場の提唱者でもある、設置当時の有江勇治支部長にもご出席をいただいた。

畠山部長、前田首席、波多野副市長、加藤会長に祝辞を頂戴し、続いて、記念講演会へと移る。

記念講演は二部からなり、内容は

第一部 公共測量の必要性

講師 折笠 幸平 測量課長

第二部 登記基準点の必要性

～土地家屋調査士を中心として～

講師 前田 幸保 首席登記官

である。(本当に、折笠課長と前田首席には、最初から最後までお世話になりました。)

なお、第一部と第二部の間に、実際の基線場を見学する時間を設けた。

最後に、本事業を担当した実行委員のうち三人が、今までの経過を写真等で振り返りながら検測の成果を発表し、式典は盛り上がりながら終了した。

25年前の基線場完成披露祝賀会においても同様の光景があったが、互いに立場の異なる国土地理院、法務局、貝塚市、それに大阪土地家屋調査士会が一つのテーマを通して、和気あいあいと意見を交換して

いる様子は、私にとってはやはり心躍る風景である。

後日、国土地理院近畿地方測量部を御礼に訪問した折、今回の事業について地理院にとっても有益であったとの嬉しいお言葉をいただいた。

5. 最後に

事業報告としては以上であるが、最後に「今、なぜ基線場なのか」について、少し私見を述べさせていただいて結びにしたいと思う。

大阪にしてもそうであるが、国土地理院自体の保有する基線場が「廃止」される方向に向かっているようである。メンテナンス費用等の問題はあるにしても、もっと根源的な原因は、最近の測量方法の変化であろう。

超長距離についてはVLBIがあり、それらを基準として電子基準点が整備され、GNSSによる測量が普及しつつある現在、数キロメートルオーダーの基線場の必要性は確かに減少しているのかもしれない。

この地球基準に対する絶対位置(緯度・経度)の測定という概念は、恐らく過去の測量の中にはなかったものであり、ある意味測量方法に劇的な変化をもたらしている。一定程度以上の距離になればGNSSで求めるほうが正確な状況が既に生まれていると思われる。

しかしながら、将来的にGNSSがどこまで発展するのか予想は私には困難であるが、どこまで発展するにせよ、それだけでは対応できないエリア、状況が存在することもまた確実であろう。

当面、土地家屋調査士が行う通常程度の一筆地の測量に関する限り、主体はやはりトータルステーションであると考えてよく、その意味で50メートル程度の距離に対する基線場の必要性がなくなることはないであろうと思われる。

しかし、基本三角点の概念とも関連してこのGNSSとどう関わっていくか、土地家屋調査士としても真剣に考えなければならない状況が近付いているのも事実であろう。

(終)



上から 畠山部長、波多野副市長、加藤会長



上、折笠課長による講演
下、前田首席による講演

自然災害と向き合う

—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—

日本はその地勢から、地震、津波、風水害等の自然災害を受けやすい宿命を負っています。加えて、近年の地球規模の異常気象は、列島各地に局所的な集中豪雨・土砂崩れなど甚大な被害をもたらし、その都度、改めて自然の恐ろしさを痛感します。

災害が大規模化・多様化する一方で、加速度的に超高齢化社会に突入し始め、地域社会・経済情勢は大きく変化し、災害リスクは高まりつつあります。

そこで広報部では「自然災害と向き合う」というシリーズを企画しました。地域防災力を向上させるために、私たち土地家屋調査士はどのような関わりができるのか、求められているものは何か等、多方面から見つめていきたいと思えます。

自分にとって都合の良い情報だけを選択的に理解し、不都合な情報は軽視、無視してしまいがちなのが人間です。自然の前に謙虚になる日本人古来の考え方、自然と共に生きることを改めて見直しつつ、会員一人一人が危機意識を持ち、自らの地域における近い将来の災害軽減に取り組まれることを期待します。

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

御嶽山噴火

岐阜県土地家屋調査士会 大保木 正博

私の家は飛騨高山乗鞍岳の麓にありながら、近くの山や丘陵に阻まれ家から乗鞍岳を望むことはできない。唯一、遠く真正面に望める岳がある。霊峰御嶽山である。

子供の頃から春夏秋冬、朝に夕に眺めてきた私にとって大変馴染み深く感慨深い岳である。

夜の帳が明けるところ、遠くに望む漆喰の山腹からは、冷たく澄み通った空気を裂いて白い噴煙が真っ直ぐに立ち上っている。あの日以来、半年経った今も噴煙の規模こそ縮小したがその光景は変わっていない。

昨年9月27日午前11時53分頃、霊峰御嶽山は噴火をしました。

噴火は長野、岐阜県境に位置する山頂の長野県側で起きましたが、一時は私の家からも原子雲のようなキノコ型の噴煙が岳の高さの5倍以上も立ち上るのが確認できました。2007年3月以来7年ぶりの噴火です。それ以前にも1979年10月、1991年5月に噴火をしています。

錦秋の岳、この上ない快晴の登山日和の昼時は一瞬にして恐怖のどん底に変わりました。噴石が時速300 kmの速さで降り注いだ山頂付近は暗黒の阿鼻



叫喚地獄と化したことでしょう。噴石の大きいものは軽トラック大であったといえます。

死者57人、噴火から半年を経過した現在も行方不明6人と過去最大規模の悲惨な火山噴火被害となっていました。

今は只々犠牲となられた皆さんのご冥福と、雪解けを待って行われる捜索で行方不明の方々が早期に発見され下山されることを心から願うばかりです。

今回の噴火で、御嶽山は今も活動している活火山なのだということを改めて再認識するとともに多くのことを考えさせられました。

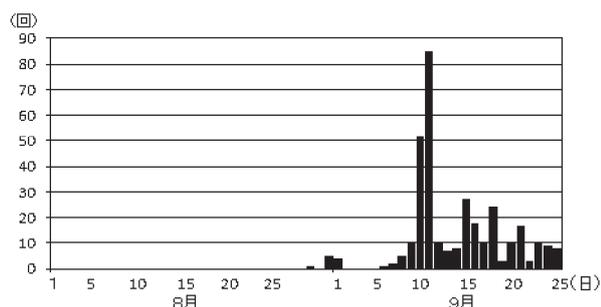
その一つが、情報提供のあり方と個人におけるその活用についてです。

気象庁は全国47の主要な火山の状況を警戒するため常時監視を行っており、御嶽山もその対象となっています。以下のようなデータがあります。

	火山性地震(回)	火山性微動(回)
平成26年9月9日	10	0
平成26年9月10日	52	0
平成26年9月11日	85	0
平成26年9月27日	噴火	

※火山性地震が50回を超えたのは、2007年1月25日以来のこと。

2007年1月25日は前回2007年3月の噴火の2か月前であり、今回と同様の前兆といえる火山性地震が噴火の前にあったことになります。



火山性地震発生グラフ

この火山性地震が多発しているという情報を私は地元ラジオの放送で聞き、「御嶽がまた噴火するかもしれない」と直感的に思いました。私のみならず地元では過去の経験則から同じように思った人も多かったことと思います。

当時の噴火予報の決まりによれば、この状況は「噴火警戒レベル1・平常」です。これはいつもの平常時のレベルと変わらないもので、山小屋にも火山性地震多発の情報は伝わってはいましたが、登山者にも特別な警戒、呼びかけは行われていませんでした。私たちも噴火するかもしれないと思いながらも、何ら警戒行動を起こしてはいませんでした。しかしながら、火山性地震多発の情報を知った私たち地元の間は、例え登山の機会があっても、この状態で御嶽山に登ることはしなかったと思います。それは気象庁などの情報とは別の、自らの過去の経験則に基づくところの判断です。

この火山性地震多発の情報は気象庁から出されていきましたので、登山者の方が入手しようと思えば不可能な情報ではありませんでした。しかし、ほとんどの登山者の方は、そうした調べをすることなく、調べられたとしても「噴火警戒レベル1・平常」を信頼されて山を目指されたのだと思います。また、御嶽山の長野県側は登山道の近くまでロープウェイが開設されているなど比較的簡易に登れる3,000m級の山であったことも警戒心を薄めさせたのかもしれない。

今の日本には溢れんばかりの情報が流通しています。その多くはウェブ上にあり簡易に取得することができます。その中から確かな情報を如何に多様に多く得て、判断し、如何に活用するかは最終的には個々の人の判断によることとなります。様々な分野において、その収集と判断の差が結果に大きな影響を与えてしまいます。

こうした面からも新たなデジタルデバイトの解消は、国策においても国民生活の安全面の重要な課題であるとともに、私たち個人においても自ら判断することの重要性を示唆していると思います。今回の噴火で特にそのことを感じました。

加えて、火山の噴火や地震などの自然現象や天変地異への対応については、今回、私たち地元に住む者が経験則から直感的に感じた危機感が、危険予知の広報にも迅速に役立つような仕組みが必要であると強く感じています。

今一つ、今回の噴火で強く心を打たれたことがあります。

今回の御嶽山噴火では、各地から多くの自衛隊員や消防署員、警察署員の方々がいち早く救助に駆けつけられました。噴火当初、膝まで積もった火山灰、視界を遮る噴煙、そして有毒な硫化水素ガスの中を、自らも危険に晒されながら懸命な救助活動を展開されました。毎日早朝に出発し、七合目から頂上まで3時間をかけて歩いて現地に到着し救助活動をするという過酷な活動でした。そんな状況にありながら彼らの言葉からは、自分の職業の範疇だけではない、強い使命感がひしひしと伝わってきます。

○「横並びで丁寧にやろうとするが、ぬかるんだ火山灰は生コンのようで足に鉄アレイが付いているかと思うほど速度が落ちた。今日までに全員を救助できず、悔しい思いだけだった。」

※10月5日(台風18号が接近)緊急消防救助隊 愛知大隊 牧野英二隊長談

○「山頂は氷も張り捜査のための棒も刺さりにくくなってきている。限られた期間の中で残された行方不明者全員と一緒に下山したい。」

※10月9日(隊員の気持を代弁して)関東管区機動隊長野中隊 浅岡真隊長談

○「突然の噴火で崖を滑り落ちた人がいるのでは。今まで捜査した場所以外にも入りたい。不明者がいる可能性はどちらの領域にもある。危険地域でも捜す。」

※10月12日(肩が触れ合うほどの近さで横一列に並び棒を灰に突き刺しながら進むローラー作戦中)関東管区機動隊 林盛広小隊長談



東京消防局

「必ず冬が来る前に全員山から下山させる」強い思いで懸命な捜査活動を展開した救助隊員を突き動かしたものは、間違いなく「仕事だから」といった義務からではなく、「必ず助ける」という強い思いに裏打ちされた崇高な使命感であったと思います。日々市民の生命を守るという緊張感溢れる職業ではありますが、本当に頭の下がる思いで一杯です。

私たち土地家屋調査士も市民の大切な財産に直接関わる極めて重要な資格業です。「仕事だから」だけではなく、国民の基本的な人権の一つである財産権に関与する者としての誇りと使命感を持って日々を送っているのでしょうか。

今後も誇りある資格者として、更にその団体として業界の発展を目指すとき、各土地家屋調査士一人一人が誇りと使命感を再認識し行動をしていくことが、今重要なことだと確信します。効率と結果とデジタルが優先される風潮の中だからこそ、私たちの資格が「士(さむらい)」業であることを精神面から今一度皆で考えてみませんか。救助隊員の皆さんの尊敬すべき行動に心打たれ強く意識したことでした。

山頂付近に最大一日552名の救助隊を送った救助活動も降雪とともに中断された。5月の雪解けを待って捜査活動は再開されるものと思われる。一日も早い行方不明者の方の発見と、捜査活動の無事を心から祈りたい。

この御嶽山噴火を契機として「火山防災体制指針」が改定される。①突発的な噴火に伴う登山者や観光客への対応の充実、②スマートフォン等を活用した常時観測47火山の最新情報を登山者向けに配信する方法の策定、③シェルター整備促進、以上を軸としている。

なお、噴火予報における警戒レベル表示はその後見直しがなされている。

伊能図全国巡回フロア展 in 唐津

佐賀県土地家屋調査士会 山口 甚一

唐津市合併10周年記念として最後の伊能図全国巡回フロア展が行われた。唐津市の記念イベントとして、また、ここ唐津が最後のフロア展となることもあって、スタッフ全員が気合を込めて取り組み、各新聞掲載、広告、ポスター、ラジオ、テレビ等、また小学生の招待など唐津市あげてのイベントとなり、最終的に来場者は当初の目標人数を大幅に超える6,080人であった。本会場には、復元された伊能図縮尺3万6千分の1の「大図」、同21万6千分の1の「中図」、同43万2千分の1の「小図の3種類が敷詰められ、周りにパネル展示、ビデオコーナー、測量機器の歩みの展示など、また別の会場では地域特産物の紹介、唐津クイズスタンプラリー、測量体験コーナー、歩測大会など色々なイベントも開催されていた。我々土地家屋調査士唐津支部の担当は、歩測大会のイベントであり、当然、歩測大会の会場も盛り上がり、限界人数(粗品の数)1,100人を超える参加があった。

大会初日の2月27日(金)は、唐津市の小学校23校から大型バスで先生も含め934人の来場があり、その内650人程度の生徒が、歩測大会を体験した。団体で来場されるため、スタッフ一同大忙しであった。また、時間が制限され

て来られるため、流れ作業的な対応になり、午前中の来場の学校には満足な対応が出来なかったが、午後からは午前中の反省から、まず全員に説明をして各過程で順序よく進め、スムーズに歩測が行えるようになった。

2日目、3日目はそれぞれ各家族、個々に来場されたため、初日のような慌しさはなく、2日目234人、3日目233人で適度な忙しさであり、一日通して切れ目なく来場者があった。なかには、初日の学校参加の小学生が親と共に再度参加され、初日距離当てに失敗し、特別賞(曳山ボールペン等)をもらえなかったため、初日とは違って真剣に歩測し、楽しんでもらった。

各個人の歩測を何歩か計り、歩幅を出すか、また、歩測してもらう距離との誤差はどのくらいなすべきかを悩むところであったが、歩幅の決定は、初日は時間、人数の関係で1歩の歩測を測り、2日目、3日目は3歩の歩数で平均の歩幅を決定した。また、距離との誤差は、特別賞の数に制限があるため、賞品の数を考えながら、適時に誤差を決めようということになり、初日はスタッフ全員歩測したところ、ほとんど誤差が1m程度であったため、10m70cmの距離の誤差を50cmと決定し、始めた

ところ、参加人数が多かったため、初日ではほとんど特別賞が出てしまい、特別賞を追加購入し、2日目からは誤差10cmとし、ようやく適度に特別賞が出るようになった。最終日の午後からは、特別賞が残りわずかとなったため、誤差を5cmとしたところ、逆にほとんど当らず何本か残ってしまった。最後は、参加賞の賞品がなくなったため、30分を残し、終了した。

今回の大会は、唐津支部の測量研修の一環として位置づけし、各支部会員全員に参加してもらい、作業の合間に測量研修として、測量の大先輩である伊能忠敬の残した測量図を肌で感じてもらう、ビデオコーナーの試写、測量機器の歩み等、測量の歴史も知ることができ、貴重な研修となった。伊能忠敬は50歳から天文、暦学を学び、55歳から17年かけて全国を測量し「中老年の星」として勇気を与える存在であります。「やりたいことがあれば何歳からでもやれる」。そんな風に伊能忠敬が50歳代、60歳代の我々を応援しているように感じました。

最後に、会長を含め、役員の方々には差し入れ等も頂き、足を運んでもらい、ありがとうございました。また、精密舎様には粗品(シャープペン)を提供していただき、ありがとうございました。



BSジャパンにて放送

特別番組『境界をさがせ！～3人の土地家屋調査士たち～』

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

日本土地家屋調査士会連合会では、昨年に引き続きメディア等を利用した広報活動の一環として、土地家屋調査士の仕事や業務内容等を紹介するテレビ番組を制作しました。

番組はBSジャパンにおいて、平成27年2月28日(土)午後5時からの30分、土地家屋調査士紹介特別番組「境界をさがせ！～3人の土地家屋調査士たち～」として放送されました。

昨年は「じめんのボタンのナゾ」をベースに、境界に関するトラブルや境界標の設置等をとおして、土地家屋調査士の制度や業務内容を紹介していく構成でしたが、今年は、3名の個性豊かな土地家屋調査

士に焦点を当て、その仕事ぶりや暮らし方に密着して紹介することで、境界に関する知識やトラブル、また、土地家屋調査士の仕事がどのようなものかを紹介していく構成となっています。

今後は、「じめんのボタンのナゾ」同様、各地で行われている無料相談会や出前授業等での広報ツールとして全国で活用されることを期待しているところです。

制作及び撮影にご協力いただきました関係者の皆様に改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。



愛しき

我が会、我が地元

Vol. 15

富山会

『大学野球部を創設して』

富山県土地家屋調査士会 友澤 健太郎

サッカー人気等が高揚する中、まだまだ日本でNo.1人気のスポーツといえば「野球」で、5月現在はその中でもエリート集団の至高の決戦場ともいえるプロ野球シーズンの真っ只中です。しかし、野球といってもプロばかりではなく、少年野球からはじまり高校野球や社会人野球まで、幅広い年齢のエリート野球集団が存在し、これを支える人々もいます。

そして、我が富山会にも業務の傍ら高校球児達を甲子園へと誘うべく日々熱血指導する土地家屋調査士がいます。彼自身も少年時代から社会人野球まで、自ら輝かしい野球人生を歩み、東京ドームで仲間とともにプロのドラフト指名を待ったという経歴を持つ人物で、かつては知る人ぞ知る野球エリートでした。もちろん、その背後には、我々の計り知れない血と汗とたゆまぬ努力がありました。

「スポーツは平和の架け橋」と称されていますが、普段から紛争と隣り合わせの職業といえる我々土地家屋調査士にとって、彼は憧れの道をゆく希望の星に見えてきます。

富山県土地家屋調査士会 広報部長 経澤 達朗

私は小さい頃から高校まで野球を続けていたこともあり、大学へ進学してからも野球を続ける意思を持っていました。大学進学をどこにするか悩みましたが、学校の歴史をゼロから作り上げていくことに魅力を感じ、創設1年目の平成国際大学に進学することを決めました。

入学後すぐに野球部を創設し、2年生から大会に参加することを目標として活動を始めました。チームの連盟登録や選手登録の手続きを任されたため、関係各所に連絡・訪問の日々が続きました。また、野球用具の確保も大変だったことを覚えています。

いろんな方の協力を得て何とか2年生からリーグ戦に参加することができ、3部リーグからのスタートとなりました。しかし、チーム状態はひどいものでした。ただでさえ部員が13名と少ない状況の中で、バイト等個人的な理由で練習を休む者が多く、まともに全体練習を行えた時はありませんでした。案の定、3部リーグ戦で最下位。チームが強くなる状態が全く想像できず、このまま続けていくべきか



開学時のグラウンド

悩んでいた頃、大学側の協力もあり他大学から監督が就任されました。この監督は私達の野球部に情熱を注いでくれました。監督の熱血指導により、徐々に本格的な野球部に変化していきました。本気で野球に取り組みたい者だけが残った結果、部員数は一時8名にまで減少しました。しかし、その反面、意識の高い選手が残ったことにより、練習の内容はだんだん濃くなっていきました。ほぼ毎日練習したことにより、徐々に力がついていきました。

大学3年生になると、高校野球経験者が多数入ってくるようになりました。部員数は19名となり、その春すぐに3部リーグで優勝。2部3部の入替戦で勝利をおさめ2部リーグへの昇格を果たしました。2部リーグで迎えた秋のリーグ戦では、優勝争いをするものの大事な試合で敗れ2位となりましたが、確かな手ごたえを感じることでできるシーズンとなりました。

4年生になるとさらに本格化していきました。練習は朝から夕方までの日々が続き、大学の講義がない時間はすべて野球の練習という日々を過ごしました。部員数も40名程度まで増え、甲子園に出場した選手まで入部してくるようになりました。新しい戦力の加入により春のリーグ戦で2部リーグ優勝。1部2部入替戦においても勝利をおさめ1部昇格を果たすことができました。たった、3シーズンで3部リーグの最下位から1部リーグまで昇格したのは奇跡に近いものでした。最後の秋のシーズンは1部リーグでプレーすることができ、思い残すことなく卒業することができました。

大学で懸命に練習した甲斐もあって、卒業後は運



室内練習場



現在の野球場



コーチ時代の写真

良く実業団野球チーム西濃運輸への就職が決まりました。2年間ではありましたがレベルの高い野球を経験することができました。毎年東京ドームで開催される都市対抗野球大会に出場することができ、短い時間ではありましたが試合に出場することができました。大観衆の中でプレーできた喜びは今になっても忘れることはできません。

社会人野球引退後は、再び平成国際大学に戻りコーチとして3年間チームに携わりました。その間、後輩たちが1部リーグで優勝を成し遂げるまで成長し、創設当初から野球部に携わる者として最高の瞬間に立ち会うことができました。3部リーグの最下位を知っている私にとって、あの瞬間はとても感慨深いものでした。

そんな野球部も現在では外野が人工芝の野球場が整備され、室内練習場も併設されるまでになりました。野球環境は素晴らしいものとなっています。

OBの数も200名を超え、その中にはプロ野球の道へ進むことのできた後輩も数名います。

チームを創設した当時はここまで野球部が大きくなることは全く想像もできませんでした。まったくのゼロから形を作り上げていくことの難しさを体験することができたと同時に、形が出来上がった時の何とも言えない感動・素晴らしさを体験できたことは私の人生において誇りとなっております。

この野球部が大学日本一となれるよう、今後も富山から応援を続けていきたいと思っています。



徳島会

『世界の名画が一挙に鑑賞できる！！』

徳島県土地家屋調査士会 広報部長 西岡 健司

徳島、といえば「阿波踊り」が定番ですが、いつもいつもソレでは「たる」(飽きる)なあ〜と、今回違ったところを紹介します。

学生時代、美術の成績が特にふるわなかった私ですが、それでも印象に残る名画はあって、ゴッホの「ヒマワリ」、モネの「睡蓮」、フェルメールの「真珠の耳飾りの少女」など…。

なんと、そのどれもが置いてある美術館が徳島県鳴門市にあるのです。え？まさか！本当なのです…ただし陶板による複製ではありますが。

なんだ複製か、と思われてはいけません。ただの複製ではないのです。この美術館のすごいところは、2000年以上色褪せない陶板で、オリジナルと変わらぬ大きさで再現しているという点なのです。しかも展示数は常時1000点以上！

あまり書きますと企業宣伝となってもいけませんので、ここはひとつ、旅行記風を書くことにします。

私は今年3月、降って湧いたかような陽気の中、この記事を書くために大塚国際美術館を訪れました。学生時代に訪れたことがあり、二度目の訪問でしたが、それは前世紀のこと。もちろん当時のことはすっかり忘れていきます。

駐車場(広い!)に車を置いて正面玄関に進むと、まずエスカレーターに乗ります。シャツ一枚で心地よい陽気といい、遠足気分が盛り上がり、いきなりエスカレーターを降りてすぐのミュージアムショップを物色。ゴッホの「ヒマワリ」が蓋にあしらわれた缶入りキャンディを「食べ終わっても缶がおしゃれやけん」と買い求め、スタートしました。

まず、建物の説明をしますと、美術館は地下3階、地上2階の構成で、地下から地上へ上がるごとに古代から現代に近づいていく時系列の展示となっています。また、中にいくつかのテーマに添った作品を集めたテーマ展示の部屋もあります。

地下3階にあるシスティーナ礼拝堂をまるごと再現した展示は圧巻です。天井を飾る「天地創造」の絵を見上げていると、肩がだんだんこってきます。ミケランジェロもこんな仕事を振られて大変やったねえ(肩こりに悩まされたに違いない…)とルネサンスの偉人を無遠慮に労りつつホールを出てどんどん歩いて行くと、ああ見た、これも見たことある、あれもある…の連続。「最後の審判」がオリジナルそのままの状態展示。ダ・ヴィンチの「モナ・リザ」。ピカソの縦349 cm×横777 cmもある実物大の「ゲルニ



ゴッホの幻の「ヒマワリ」
(画像は大塚国際美術館の作品を撮影したものです)

カ]もすご〜い。

特に来館者の目を引くのが、やはりゴッホの「ヒマワリ」です。油絵の細かな凹凸までリアルに再現されています。ご存じかもしれませんがゴッホは生前7点の「ヒマワリ」を描かれました。そのうち6点は現存しており、内1点が幻の「花瓶に入ったヒマワリ」です。そもそもこの幻の「ヒマワリ」は1920年(大正9年)に大阪の実業家山本顧弥太氏が購入したもので実際に日本にあったものです。惜しくも1945年の第二次世界大戦の空襲で灰燼に帰しましたが、この美術館では2014年10月に再現され展示されております。

とても広い!(2回目です)ので、本館2階に着くと足はへろへろ、頭はぼーっとしています。一生分ぐらいの美術鑑賞をしました。私は早足で鑑賞しましたが、それでも美術品でお腹いっぱいでした。鑑賞力がついていかないのです。ただ漠然と古代からの美術を観て思うことは、人間の営みは基本変わらないのだなということでした。

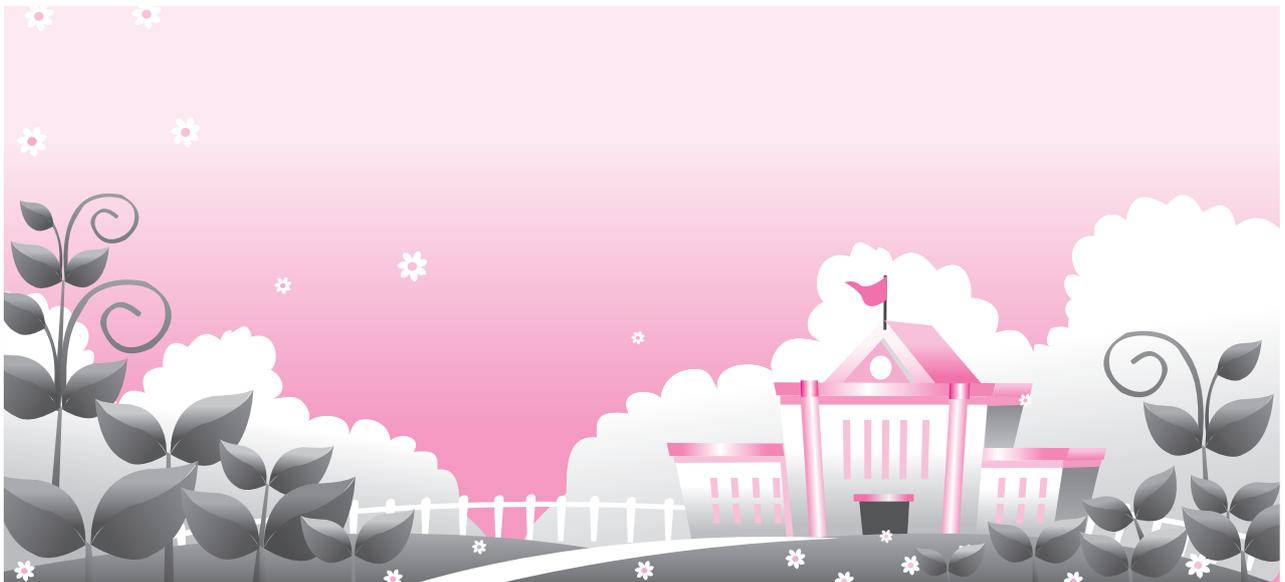
私は本来美術にあまり興味のない人間ですが、鑑賞して気に入った作品もあり、本物を観たいと思っ

た次第です。実際、この美術館で気に入った作品を現地に観に行く、そのような鑑賞の仕方もありだと思います。

なお、行かれる方は(くどいようですが)展示スペースが広い!ので、一日を過ごすつもりで行かれることをお勧めします。(パンフレットによると、延床面積はなんと29,412平米です!)途中お腹が空いても館内にはレストランやカフェがありますのでご安心を。

そして美術館で一日過ごされた後は、地上1階出入口からそのまま鳴門の渦潮見学に足を伸ばして、自然の雄大さに身を委ねていただいて…と言いたいところですが、渦潮を足下に見学できる施設「大鳴門橋遊歩道 渦の道」は季節によって閉館時間が異なりますのでご注意くださいね(渦の出る時間帯もその日によって異なります。)

また、こちらの美術館では途切れず色々な催しをしています。先日はシスティーナ歌舞伎と銘打って、システィーナ・ホールで著名な歌舞伎俳優が新作歌舞伎を上演し、大人気だったそうですよ。興味のある方は是非!



会 長 レ ポ ー ト

R E P O R T

3月16日
～4月15日

3月

17日

全調政連 第15回定時大会

都市センターホテルにおいて開催された、全国土地家屋調査士政治連盟(全調政連)第15回定時大会に菅原副会長と共に出席。全国の単位政治連盟から新しく会長職に就かれた方も大勢参集し、活発な意見交換がなされていた。私からは、挨拶の中で政治連盟との連携は土地家屋調査士制度にとって最重要項目である旨、お話をさせていただいた。

18日

第16回正副会長会議

平成27年度事業方針大綱案、各部事業計画案、予算案の最終的協議を行うとともに、オンラインによる登記申請時の原本提示に関する関係各所との協議内容の報告を受け対応を協議した。

19日

第27回参議院議員前田武志 政策研究会

全調政連の横山会長、椎名幹事長、佐々木副幹事長と共に標記政策研究会に出席。

日本水フォーラム事務局長の竹村公太郎さんが「地形から読み解く遷都の謎」と題して講演された。

19日、20日

平成25年～26年度研究所「研究報告会」

宮嶋副会長、小野研究所長、山谷、芹澤両理事、各研究員、飯沼制対策本部員、藤原前研究員出席。

初の試みであったが全国各地から100名近い参加があり、土地家屋調査士法第25条第2項、地図の歴史、衛星測地、3Dから外国の地籍制度まで多方面から制度を考えた研究発表であった。在宅研究に取り組んでいただいている研究員の皆様と聴講された会員の皆様の熱意に感謝するとともに業務と制度の将来を考える大変有意義な報告会であった。

21日

中村秀紀氏黄綬褒章受章記念祝賀会

クサツエストピアホテルで開催された、滋賀会・中村秀紀先生黄綬褒章受章記念祝賀会に出席。草津市長、国会議員、県議員をはじめ、全国各地から多くの仲間が出席された。記念に頂いた人形の「おのくん」は東松島市小野駅前への応急仮設住宅で作られており、中村先生ご自身で現地を訪ねて注文されたそうで、なにもかもが中村先生らしい祝賀会であった。末長いおつきあいとご指導をいただきたいものである。宴の最後に出席者全員で歌った琵琶湖周航の歌も感動的であった。

26日、27日

第17回正副会長会議

副会長、専務理事、総務部長出席の下、平成26年度最後の正副会長会議を招集。1年間の総括を行うとともに喫緊の課題について整理と対応を協議した。

30日

公明党・空家対策PTとの勉強会

岡田副会長同行。全調政連からも横山会長、椎名幹事長が出席。

土地家屋調査士として何をすべきか、何ができるかを整理した後、まずは、市町村が組成する協議会への参加が大切であるとの認識で一致をみる。

4月

3日

第1回選挙管理委員会

加賀谷副会長、中塚常任理事、8名の選挙管理委員が参集されての、選挙管理委員会にてご挨拶を申し上げる。委員長に高村栃木会会長、副委員長に赤塚秋田会会長が就任された。滞りのない選挙事務を期待するとともに、もうそんな時期になったことを実感したところである。

3日

東京法務局 総務部長、民事行政部長及び次長の着任あいさつへの対応

東京法務局から新任のご挨拶にみえていただき応対。

民事第二課職員の着任あいさつへの対応

同じく、法務省民事二課からも補佐官が新任のご挨拶にみえていただいた。春は移動と出会いの季節でもあり、気分も新たになる。

8日

平成27年度第1回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長出席の下、平成27年度最初の正副会長会議を招集。継続的な懸

案事項の整理と対応策に協議の重点を置くとともに午後からの常任理事会に付議する議案についても協議。この日は全国的に寒の戻りが激しい一日であった。

8日、9日

第1回常任理事会

平成27年度最初の常任理事会を開催。多くの懸案事項の認識を常任理事会として確認するとともに戦略的な対応を指示。また、平成27年度定時総会に向けた詳しい内容も確認したところである。なお、平成27年4月1日現在の個人会員数は17,017名との報告もあった。年間約100人のペースでの減少傾向にあるということになる。

会務日誌

3月16日～4月15日

3月

16日

第7回広報部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士試験の受験者拡大への取組みについて
- 2 日本経済新聞への広告掲載内容について

16日、17日

第3回技術センター会議(認定登記基準点部門)

<協議事項>

- 1 日調連技術センター(認定登記基準点部門)の事業計画について

18日

第16回正副会長会議

<協議事項>

- 1 各種懸案事項の整理及び対応について

第3回法整備WG会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士法人の使用人土地家屋調査士について

- 2 土地家屋調査士の雇用及び事務所形態と一人法人について

19日

第12回業務部会

<協議事項>

- 1 平成27年度事業計画(案)について
- 2 不動産登記規則第93条調査報告書様式の設定について
- 3 ネットワーク型RTK及び各種計測手法の実例調査と登記計測における利用検討について
- 4 UAV(Unmanned Aerial Vehicle)利用計測における自主規制の検討調査について

25日

第8回社会事業部会

<協議事項>

- 1 平成26年度社会事業部事業計画の実施状況の総括について
- 2 平成27年度社会事業部事業計画(案)の具体的活動について

25日、26日

第9回総務部会

<協議事項>

- 1 第72回定時総会提出議案及び運営等について
- 2 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集」の追加事例について
- 3 土地家屋調査士会の情報公開に関する細則(モデル)の一部改正(案)について
- 4 土地家屋調査士会からの照会等について
- 5 各部等から総務部への確認依頼の対応について
- 6 オンライン登記申請における法定外添付情報の原本提示省略に係る各会指導及び同提示省略その他情報交換について
- 7 平成27年度総務部事業計画(案)における具体的内容等について

26日、27日

第17回正副会長会議

<協議事項>

- 1 各種懸案事項の整理及び対応について

4月

6日

第1回財務部会

<協議事項>

- 1 各土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成について
- 2 平成26年度一般会計及び特別会計の決算について
- 3 平成27年度一般会計及び特別会計の予算(案)について
- 4 次期財務部への引継事項について
- 5 第30回写真コンクールについて
- 6 役員の任期満了に伴う事務について

8日

平成27年度第1回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成27年度第1回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

8日、9日

平成27年度第1回常任理事会

<審議事項>

- 1 平成27年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について
- 2 平成26年度一般会計及び特別会計収入支出決算報告について
- 3 土地家屋調査士会の情報公開に関する細則(モデル)の一部改正(案)について
- 4 第11回土地家屋調査士特別研修の実施方針(案)について
- 5 第11回土地家屋調査士特別研修に係る委託契約の更新について
- 6 平成27年度事業方針大綱(案)及び同各部等事業計画(案)について
- 7 平成27年度一般会計及び特別会計収入支出予算(案)について
- 8 第72回定時総会提出議案について

<協議事項>

- 1 第72回定時総会の対応について
- 2 平成27年度における各土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成について
- 3 平成27年度土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
- 4 各土地家屋調査士会のADRセンター運営に対する取組み等に関するアンケートの実施について
- 5 ADR法における法務大臣の認証取得促進のための文書の発信について

平成27年度第1回常任理事会業務監査

15日、16日

平成27年度第1回監査会

会報 700号を迎えて①

お気づきの方も多いことでしょう。会報『土地家屋調査士』は本号が700号となります。700号を達成するには、休みなく月刊行としても58年と4か月の歳月が必要です。期しくも、昨年11月には『境界紛争ゼロ宣言!!』を宣言し、土地家屋調査士制度誕生から65年を迎える本年に『0号』を迎えるのは、「丸(○)く」収まるなのか、「新たな一歩(ステージ)」に踏み込んでいく暗示なのか、考える機会とすることは意味あることではないでしょうか。

ここに至るまでに、この会報誌発行にご尽力いただいた歴代の広報部長にご寄稿いただきましので、数号にわたり掲載いたします。

是非、制度を支えるのは会員一人ひとりであることを再認識しながら、お読みください。

日本土地家屋調査士会連合会広報部

会報誌「土地家屋調査士」の編集雑感 一創刊700号にあたって

元広報部長 藤木 政和

私が、広報部担当常任理事を拝命して会報誌「土地家屋調査士」の編集に携わったのは平成19年7月から2年間でした。

当時は、それ以前の10～20年間に水面下で蠢動していた行政制度各方面の制度研究成果あるいは制度改革案が法律として矢継ぎ早に結実しました。この急激な変化の渦中の中心にあったのは周知のごとくICT（情報通信技術）および人口問題で、これらの動向が国民の日常生活あるいは行政の組織構成、制度運用、業務執行に影響を及ぼすことは確実でしたが、どのような効果、問題を引き起こすかは未知数でありました。法整備は、一応出揃いましたが、その具体化の作業ということになると、様々な試行錯誤が予想され、不安と期待が悲喜交々に入り交じった時期でした。

わが土地家屋調査士制度の直近の分野においては、「100年に1度」といわれる不動産登記法の全面改定、筆界特定制度の創設、ADR基本法の制定、測量法の改定等々に対する有効で正確な対応策は、従来の土地家屋調査士制度の庭前論議の視野では太刀打ちできない問題として眼前に迫っていました。

このような環境の中で、当時の松岡連合会会長から制度広報を主な任務とする広報部の担当を打診されたとき、内心、少々戸惑いを覚えました。というのも私はこれまで広報というものの経験がなかったからです。しかし、当時、制度内外において行われていた地籍制度あるいは土地家屋調査士制度にかか

わる論議は、自己の実務経験あるいは専門知見を無批判に直接、接ぎ木することで事足りるとする見解、主張が大半で、砂上樓閣の感を呈しており、今後、この弊害を取り除くためには、一見迂遠に見えても「表示登記制度を現代の地籍制度としてどのように位置づけられるか」というテーマを追いかけ、地籍制度一般の本質を見極め、その観点から日本の表示登記制度および土地家屋調査士制度の特徴を把握する視点の確立と周知が必要であると痛感していたので、このテーマを下敷きにして広報部の広報活動の課題として展開できるのではないかと思い直し、引き受けることにしました。

そのとき私の念頭に浮かんでいたのは、今から思えば、たわいのない言葉遊びのような笑い話の事件でした。当時から3～4年くらい前になるかと思いますが、「地籍」という用語を巡って連合会と国土庁との間で「地籍」という「商標権」争い事件がありました。事の発端は、当時の西本孔昭連合会会長が藤原光栄業務部担当理事に指示して地籍調査における土地の境界の「現況主義」処理をただすため、全国からその事例を収集し漫画本冊子を発行しました。これに対して国土庁地籍調査の担当職員が、これに怒り、「地籍」という言葉は、国土調査法に規定されており、法務省傘下の団体がこの言葉を使うことはまかり成らぬと連合会に申し入れたのです。（当時、西本会長は、「地籍学」を盛んに提唱されていました。）この翌年、松岡副会長（当時）が世話をされていた韓

国で開催された国際地籍シンポジウムに私は制度対策本部員として随行していました。私が仁川空港で携帯電話を借りたのを見つけ、松岡副会長もさっそく携帯電話を借りられ、その日は頻繁に日本と連絡を取っておられた。眉間にしわを寄せ深刻な顔をして、この事件の収拾に当たっておられた松岡副会長の姿が今も目に浮かびます。

私は、この事件をととても奇異に感じました。事件当事者双方ともに、一致している点があり、それは「公図」と「地籍調査図」とは全く別の地図だという認識です。この暗黙の了解の下に、「地籍制度」の新たな構築が議論されている。一方は、公図の成り立ちから筆界論を展開し、他方は、公図の精度と復元性を問題視し、地籍の地図とは見なさない。地籍地図とは、「土地の区画とその区画線が表象する権利を最小単位とする地図」のことで、この地図が国土全体に備わっている制度を構築していることが現代地籍制度を把握する基準であるとする、この事件の当事者双方ともに地図の作成手法、作成主体を本質と見なしており、地籍制度の本質を把握し損なってその現状の全体像をゆがめている。新たな地籍制度構築を検討するには、事実に沿った地籍制度が絶対必要である。ましてや、今回の改革は正確な全体像を前提としてシステム構築することがその成否を分けるICT技術を前提にしているのだからその過誤の影響は非常に大きいことに気づいていない。このことを関連各部署の間での共通認識としなくてはならないのではないか。

私は、広報を担当するこの2年間で、この課題を具体化するために、「国土調査法に定める地籍調査の成果図のみを「地籍図」と呼ぶわが国の慣習を改め、「地籍図」は、法務局が管理する「不動産登記法第14条に規定のある地図および地図に準ずる図面」を第1義に指示する「地籍」概念が一般に流布するよ

うにする」という会報誌の編集方針を立てました。

具体的には、日本国内の地籍関連部署の暗黙の発想を離れて、全くそれらの宿癖のにおいのしない地籍制度に触れて、未経験の観点から日本の地籍を見直す資料を提供したいと考えて、この趣旨にかなう可能性のあるイベントやドキュメントを可能な限り特集記事として会報誌に掲載しました。その中で特に、FIG（国際測量者連盟）地籍担当部署である第七分科会の活動報告、会議状況、発表論文が数多く掲載されることになりました。このNGO（非政府組織）国際機関は、現代の地籍の機能、ベスト・プラクティス、その目的（持続的発展、環境問題、自然災害への対応への地籍の寄与等）を究明する活動をしているからです。

この企画は、概して不評であったと感じています。会員からは、この記事の掲載対象者は誰なのか、横文字が多すぎて理解できない、もっと仕事に関する情報を掲載しなさい等々様々な批評をいただきましたが、この十分とはいえなかった会報記事に接した土地家屋調査士の中から一人でも多く、自らの職能を自ら正當に評価する能力を身につけ、その職能を真に社会が必要とする能力に高め、時と所を選ばず、その職能の意義を主張できる人が育つことを確信し、私の担当した2年間、広報部次長だった川本達夫編集長および編集スタッフの皆さんの努力もあって曲がりなりにもやり通せました。先ごろ、その芽が研究所に育っているのではないかという報に接して少し安堵しております。

会報誌のあり方は、そのメディアの多様化等から、時代とともにその役割が変化していくことと思います。その変化に対応して続けることは大変だとは思いますが、700号といわず、これからも工夫を凝らして継続されることを願っています。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成27年3月2日付
東京 7882 二瓶雄太郎 神奈川 3001 川島 浩治
神奈川 3002 富樫 知充 神奈川 3003 露木 文子
千葉 2156 根本光太郎 茨城 1439 齋藤 通俊
群馬 1033 新野見英明 群馬 1034 大辻 賢治
大阪 3240 小野 貴広 大阪 3241 嶋津 貴浩
大阪 3242 竹村 健助 兵庫 2454 松岡 博之
兵庫 2455 城戸 文昭 兵庫 2456 藤本 栄造
愛知 2879 大林 正幸 愛知 2880 久世 昌明
岐阜 1263 藤井 伸一 富山 509 井藤 昌俊
島根 501 山田 一樹 宮崎 794 山元 康匠
福島 1473 粕川 恵三 札幌 1182 富山 久之
平成27年3月10日付
神奈川 3004 黒川 貴行 神奈川 3005 小島 誠
埼玉 2583 渡辺 順一 埼玉 2584 道添 敬太
群馬 1035 須藤千佳子 兵庫 2458 齋藤 秋人
三重 884 小森 康史 富山 510 吉田 勇一
福岡 2269 甲木文一郎 福岡 2270 本田 真一
長崎 788 稲益 哲也 熊本 1191 上田 敏雄
秋田 1029 織田 寛樹 函館 213 月館 元宏
愛媛 848 金寄 学
平成27年3月20日付
東京 7883 鎌田 敏正 愛知 2881 石川 直哉
岐阜 1264 小林 洋平 岡山 1381 吹野恵里奈
福島 1474 土屋 圭亮 岩手 1148 川上 泰典
岩手 1149 佐原 茂樹

登録取消し者は次のとおりです。

平成27年1月3日付 埼玉 1344 國府田章治
平成27年1月19日付 愛知 1675 山田 武
平成27年1月21日付 福岡 357 筒井 廣
平成27年2月5日付 熊本 148 広田 保人
平成27年2月17日付 和歌山 329 志波 正歳
平成27年2月18日付 埼玉 1441 神田 茂
平成27年2月25日付 大阪 1690 前田 曉信
平成27年2月28日付 神奈川 1843 松浦 孝二
平成27年3月2日付
神奈川 1508 高橋 義明 神奈川 2706 上石 祐一
岡山 985 高取 敏子 札幌 991 鈴木 卓朗
平成27年3月10日付
東京 4344 飯塚 吉代 東京 5231 久保野谷英昭
茨城 668 斎藤 勇 大阪 2154 入澤 敏之
兵庫 1869 前田 邦博 滋賀 124 田中 義博
愛知 1349 柴田 和夫 岐阜 980 松野 俊雄
宮城 802 高橋 久之 岩手 1093 鈴木 史章
愛媛 571 三好 司二
平成27年3月20日付
茨城 806 保立 勲 大阪 1769 小林 覺成
三重 533 岡崎 勇 岐阜 1008 河合 達美
岡山 1369 黒川 好宏 函館 163 佐藤 耕一

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成27年3月2日付
神奈川 2937 浅川 泰雄 静岡 1735 杉本 守
平成27年3月20日付
神奈川 2970 中田 健二 千葉 2132 安藤 壮一



朝寝

水上陽三

春めきてふ良き名の桜見初めに
 老いぬれば吾も潤ふ木の芽雨
 簞落つ水音に適ふ芹の花
 朝寝して鷺走の夢癒しける
 朝寝せむすなはち若き日を恋へり

雑詠

水上陽三選

茨城 中原ひそむ

花雪洞勿来の関は山の上
 花雪洞押し行く妻の車椅子
 ここからは昔みちのく山桜
 このあたり海見ゆる笹花吹雪
 まれに通る関の裏道木々芽吹く

茨城 島田 操

廃校となりたる庭に花筵
 駅遠き暮らしは今も山桜
 枝垂桜一本で足る古刹かな
 花嫁の父の涙や春惜しむ
 三月十日遠くなりたる昭和かな
 東京 黒沢利久
 文人の末路いろいろ春の雲
 業ひのいつしか遠く花の中
 妻と見し去年のさくらの前に佇つ
 花の下昼の飲食健やかに
 風すこし花の機嫌の良き日なり

愛知 鍋田建治

立春の月昇り来ぬ友の通夜
 ぬくぬくと炬燵で寝入る誕生日
 春一番歌声高きバス旅行
 梅林に長き人影夕日射す
 蝶すでに高枝に舞へる日和かな

東京 雅々女

風燦として小鳥巢に籠る
 咲ききりし花の表裏や紫木蓮
 囀や乳母車押す若夫婦

今月の作品から

水上陽三

中原ひそむ

ここからは昔みちのく山桜

茨城県の北部海沿いに北上すれば福島県
 いわき市の勿来町に通ずる。十一世紀に源
 義家が『吹く風をなこそその関と思へども道
 もせにちる山桜かな』と詠んだ歌を思い出
 す。現在は関跡の碑のみであるが、白河の
 関とともに蝦夷地への重要な関門であつ
 た。今回投句された一連の作品から察する
 に、作者は茨城県の北部に住まわれており
 訪れる機会も多いのであろう。俳人角川源
 義の『ここすぎて蝦夷の青嶺ぞ海光る』の句
 碑の所在なども知っていることであろう。

三月十日遠くなりたる昭和かな

島田 操

言うまでもなく昭和二十年三月十日未明

からの、米軍の東京大空襲を前提にした作
 品である。当時私も兵の一員として中野駅
 の近くから炎上する墨東地帯を見つめてい
 た。一機に八トンから十二トンの爆弾を積
 載すると言われたB二十九爆撃機が百機以
 上襲撃した大空襲で十数万の尊い人命が失
 われたのである。昭和と共に記憶も遠く
 なって行くけれども、悲惨な記憶は忘れる
 ことはできない。

黒沢利久

文人の末路いろいろ春の雲

文人に限らず人の末路はいろいろである
 が、名声を博した文人の中にも、華やかな
 生涯を終る人もあれば、極めて悲惨な最後
 を遂げる人もある。文人ならぬ我々も老齡
 化の進に連れて老老介護の悲惨さや、孤独
 死が報じられる度に、最後まで健康寿命を
 保ちたいと切に思うこの頃である。

鍋田建治

蝶すでに高枝に舞へる日和かな

同時投稿作品から初蝶を見て間もない頃
 ではないかと勝手に思案した。従つて初蝶
 の弱々しい舞方ではなくやや風のある高枝
 辺りを舞う蝶の力強さに心ひかれたのであ
 る。

素敵な出会いに感謝!!

福岡会 浦志 文明・仁枝

1. 九州ブロック代議員として

今年の2月還暦を迎え、加入員資格を喪失するまでの2期6年間、九州ブロック代議員として土地家屋調査士国民年金基金にかかわってきました。

当初は、基金経理勘定の桁数(数百億単位)や聞きなれない用語に戸惑いながらも、西本、海野前理事長のご指導のおかげで、1期目を終える頃、少しずつではありますが基金のことが理解でき、加入勧奨もできるようになりました。

東京での年2回の代議員会では、他のブロック選出の理事と議論したり、事務局を交えて情報交換することができ、代議員にならなければ会うこともないであろう方々との出会いに感謝しています。

また、福岡会や九州ブロックでは、会議や総会の折に国民年金基金の説明をする機会を与えていただきました。福岡会の草賀会長、九州ブロック各会の会長はじめ出会えたすべての方に、この場を借りて御礼申し上げます。

さて、国民年金は、年金給付に必要な費用をその期間の現役被保険者が納める保険料で賄う「賦課方式」ですが、国民年金基金は自分が受給する年金を自分で積み立てる契約型の「事前積立方式」ですので、国民年金とは違って少子高齢化に左右されません。また、掛金は全額控除の対象となりますし、保証期間のある終身年金などに加入している方が亡くなった場合には、掛金納付期間に応じた額の一時金をご遺族の方に支払う仕組みになっています。

このように自営業の私たちにとっては、とても有利な仕組みなので、もっと多くの会員や奥様方に加入していただきたいと考えています。

2. 加入員として

夫婦2人で老後を過ごすのにかかる日常生活費は、最低でも月額約28万円必要だといわれていま

す。若いころは70歳頃まで元気で働けば幾らか貯蓄もできるだろうし、国民年金(夫婦で月額約13万円)だけでも十分ではないかなとお気楽に考えていました。

夫婦ともに還暦を迎えて振り返れば、景気が落ち込んだり、自身の体調不良などで収入が減少したり、子供3人の教育費などで結局老後の蓄えどころではない状態でした。

遅きに失した感ではありますが、増口できるときに増口しておけばよかったと後悔しています。2口目からの口数の増減には柔軟性がありますので、まずは1口目に加入いただき、収入に応じて2口目の加入や増口を考えていただければいいと思います。ご検討中の方は、気軽に基金事務局にお電話して相談してください。

3. 我が家の財務大臣から

平成3年、土地家屋調査士の国民年金基金が始まると同時に、私の独断で夫婦2人加入しました。

いつも相談するたび的確に受け答えいただいていた事務局の河村さんに一度お会いしたいと思っていたら、なんと昨年夏23年目でやっとお会いすることができました。思っていた通りとても素敵な女性でした。私の夢は、65歳になって年金を受けとったら一番に東京の河村さんに会いに行くことです。

最後に、自営業の妻こそ国民年金基金が必要だと思っています。奥様方ぜひご検討してみてください。





ご存知ですか？



国民年金基金の 5つのメリット

1

終身年金が基本です

65歳から生涯ずっと受け取れるのが終身年金。
つまり、長生きするほどおトクなのです。



2

年金額が確定、掛金額も一定です

掛金の支払いによって、将来受け取る年金額が確定。
加入時の掛金額は払込期間終了まで同じ。(途中で口数を変更しない場合)
つまり、将来の設計がたてやすいのです。



3

税制上、優遇されます

掛金は全額社会保険料控除。
つまり、一般の個人年金より断然おトクなのです。



課税所得金額がおよそ400万円の場合

4

万が一のときは、ご家族に一時金が支払われます

万が一、早期にお亡くなりになったとき、ご家族に一時金が支給。
つまり、掛け捨てにはならないのです。(B型を除く)



5

自由なプラン設計ができます

年金額や受取期間を自由に設計。
加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減可能。
つまり、掛けた後でもライフプランに合わせて再設計もできるのです。

だれでも土地家屋調査士国民年金基金に加入できるの？



以下の要件を全て満たしている方にご加入いただけます。

- ・土地家屋調査士ご本人と奥様、補助者の方
 - ・国民年金の保険料を免除されたり滞納していない方
 - ・年齢が満20歳以上60歳未満の第1号被保険者の方
 - ・地域型や他の職能型国民年金基金に加入していない方
- (60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も加入できます。)

ご希望に合わせた
ご試算をいたします。

お問合せは
お気軽に！

土地家屋調査士国民年金基金
フリーダイヤル：0120-145-040

平成26年度第3回研修会(2月17日)

業務担当理事 高見 雅之

東京では珍しい粉雪が舞う中、平成26年度第3回研修会が、2月17～18日の2日間にわたり開催されました。

研修会第1日目の前半は、早稲田大学大学院法務研究科山野目章夫教授から「大規模災害復旧支援と協会の役割 ～東日本災害復興を教訓として～」というタイトルで、実際に講師が岩手県の被災地域を視察した際に、案内役である司



山野目講師

法書士や土地家屋調査士から聴き取った体験談や諸問題への検討、または津波被害を受けた建物の画像等を用いながら講演をしていただきました。

具体的内容として取り上げた事例として、認可地縁団体が所有している不動産には、表題部所有者として字名や大字名が所有者と記載されているもの、さらには氏名不詳と記載されているものが多々存在します。そのような不動産がある地域に高台移転の計画が持ち上がるのですが、移転先の候補地には往々にして、固定資産税も課せられていなかった山林、原野、または墓地が主な不動産地目となっており、更にそれらの不動産登記は、表題部所有者のまま放置された状態にあったものが多く、現在の所有者、または管理者の特定すら進まない状況であることが紹介されました。その結果として、津波被害を受けた地域住民の高台移転が立ち行かない状況になっているのです。マスコミが報道する話題として、前記のような理由で震災復興が進まない実態は、解説されていないのが現実であります。現在、被災地の法務局、自治体、そして司法書士や土地家屋調査士等が直面している問題なのかもしれませんが、しかし、これらの震災復興を阻む諸問題は、震災をきっかけとして表面化しただけであり、何も無ければこの先50年、100年、またはそれ以上の年月を放置された

ままであったであろうと講師から述べられ、否定できない現実、受講者は言葉に詰まりました。

次に、被災地域の土地家屋調査士も調査に当たった倒壊建物の滅失調査作業に関する話題に移り、被災した建物の画像を見ながら解説されました。津波により全壊・半壊の判断の難しい事例を用い、質疑応答を交えながら講義を行うことで、今後の倒壊建物滅失調査に当たるときの判断基準や注意点を理解することができ、決して遠くない未来に業務に携わる心構えとなりました。

最後に、講義で取り上げた問題事例の外に、震災復興時に地図や登記情報のバックアップデータの存在が、震災復興に大きく役立ったことが紹介されました。今後、公益法人が担うべきは、不特定多数の国民の利益になるよう、あらかじめの努力を怠らないことが必要であると述べられました。実際に、土地収用法等の特別法による震災復興は負荷のある手続きとなるため、それら特別法に依存することを被災地に求めるのは相当では無いことと、普段の問題の一般的な解決を追求することが本質的な課題であることを強調し話され、講演を終えたものです。

研修会1日目の後半は、「被災家屋認定調査指針の実務」のタイトルで、愛媛県松山市総合政策部危機管理担当部長付、鳥谷昌正主査と和田麻衣主事より、住家を対象とした罹災証明書を発行することを目的とした、被害認定調査の実務解説をしていただきました。この度の研修会に松山市を招いた理由としては、内



鳥谷講師



和田講師

閣府で示されている災害に係る住家の被害認定基準運用指針をアレンジし、独自の要綱を策定しているところが特徴的であったことです。愛媛県土地家屋調査士会では松山市と災害協定を結んでおり、自治体職員と土地家屋調査士が共に被害認定調査の実務研修を行い、そして認定証の交付を受けた者が実務を行っていることが報告されました。

東日本大震災以降、災害対策基本法が改定されたことで、罹災証明書が遅滞なく発行すること等が自治体に義務付けられ、平常時から被害調査研修を行う必要性を改めて認識させられる講演となりました。

■ 平成26年度第3回研修会(2月18日)

総務担当副会長 小山 進吾

2日目の研修会を「意見交換会」とし、いつものスタディ形式の会場を円卓会議用に模様替えをし、下記の内容をテーマとして、倉富会長が座長に就任し開催いたしました。

テーマ1 一日目の講演を受けて

～災害時支援ネットワークの構築と協会の役割について～

テーマ2 地図整備推進にかかる協会の対応策について

① 国土調査のあり方に関する検討小委員会報告書(概要)

② 検討小委員会報告書を踏まえた地籍整備の推進に向けた国土交通省の今後の取り組みの概要について

テーマ3 協会立ち入り検査の留意点について

テーマ1においては、4年目を迎える東日本大震災の生々しい経験を聞くことができ、考えを新たにしたところです。

特に、大規模災害時にはだれもが考える連絡網が、役に立たないことが明瞭に認識されたように思います。これからの安否伝達手段は、災害規模を考慮したもので一考すべきではないかと思いました。

また、現在備えている防災備品をはじめ、社員・家族の安否情報の伝え方など、再度確認しておくことが大切であることを教えられたように思います。

テーマ2においては、三重県津市における地籍調査協議会の取組みや、登記所備付地図作成作業についての課題を最前線で経験した内容が報告されました。

その報告には、苦渋の判断に迫られた様子を窺い知ることができたものもあったように思います。

今後、国土調査のあり方に関する検討小委員会報告書を踏まえ、南海トラフ地震や首都直下地震の対応をはじめ、今後の地図作成作業の担い手として、成果を残している協会としての取り組みの整備が必要な状況にあるように思います。

テーマ3においては、公益社団法人移行により、協会の運営が手探り状態の中でありながら、一步一步確実な歩みをしている様子が窺い知れたように思いました。認可行政庁の立ち入り検査が10協会程度になり、各協会の対応が報告されると静かな場内がまた一段と静かになり、一言も漏らさず聞き入っていたように思います。

代表理事の責務は大変重いものですが、今回の研修会が少しでも各協会における会務運営の役に立てれば幸いに思いました。

■ 会議経過及び会議予定

4月9日	第1回監査会
4月9～10日	第1回理事会
4月10日	第1回役員選考委員会
4月10日	全司協との打合せ
4月20日	第42回塩崎恭久と明日を語る会 in 東京
5月18～19日	第1回正副会長会議
5月26日	全司協第14回未登記問題検討会
6月1～2日	第2回理事会
6月2～3日	第30回定時総会及び第1回研修会
6月3日	新旧正副会長会議



意見交換会



土地家屋調査士の本棚

香川保一随想録

—追想記—

香川保一先生を偲ぶ会【編】



A5判並製 232ページ
定価(税別) 1,000円
送料 100円
発刊元：株式会社テイハン
発行日：平成26年10月14日

内 容

この随想録は、香川先生が生前に既に公にされているエッセイの中から精選したものを主体とし、これに加えて、先生が法務省民事局長在任中にされた講演の記録「『法務局三〇周年記念誌』に寄せて」と、先生の御略歴及び主要著作・論文名等を揚げ、最後に、清水湛氏と前田榮氏の香川先生を偲んでの追想記を付加したものである。

最高裁判所判事まで務められた香川先生が勝れた司法官であること、法務省民事局長など法務行政を長きにわたって務められた先生が勝れた行政官であることは勿論であるが、加えてその多数の著書論文等にも示されるように、何より勝れた法律家であることについては異論がないと言える。しかし勝れた随筆家、エッセイストであることについてはあまり知られていないように思われる。

香川先生の深い学殖と繊細でかつ鋭い感覚が随所に表れており、司法官、行政官という枠を超えた勝れた法律家とはかくあるべしと思わせられるものがある。本書が多くの方々に長く愛読されることを願う次第である。

発行・販売 **株式会社テイハン**

〒113-0033 東京都文京区本郷5丁目11-3 (本郷局私書箱55号)

電話：03-3811-5312 FAX：03-3811-5545

人事異動 法務局・地方法務局

法務局・地方法務局における職員の人事異動が四月一日付で行われましたので、その一部を左に紹介いたします。(○平成二十七年四月一日付け異動)

庁名	局長	総務部長	部	長	次	長	民事行政調査官	登記情報官	行政部	首席登記官	首席登記官(法人)	首席登記官(法人二)	電子認証管理官	動産登録課長
東京	加藤朋寛	喜多剛久	鎌倉克彦	高信幸男	神崎多賀世	小松展明	阿野真彦	黒澤真彦	奥村和成	大滝重雄	大滝重雄	大滝重雄	小林重雄	名倉一成
大阪	富田一彦	山照多賀世	伊藤いつき	北村由香利	栗原久典	所浩幸	石崎大場	阿野真彦	奥村和成	大滝重雄	大滝重雄	大滝重雄	小林重雄	名倉一成
名古屋	新堀敏彦	秦慎也	石山順一	武田信成	西尾修治	所浩幸	石崎大場	阿野真彦	奥村和成	大滝重雄	大滝重雄	大滝重雄	小林重雄	名倉一成
福岡	古田由久	山尾修治	西尾修治	栗原久典	所浩幸	所浩幸	石崎大場	阿野真彦	奥村和成	大滝重雄	大滝重雄	大滝重雄	小林重雄	名倉一成
仙台	小沼由久	武田信成	西尾修治	栗原久典	所浩幸	所浩幸	石崎大場	阿野真彦	奥村和成	大滝重雄	大滝重雄	大滝重雄	小林重雄	名倉一成
札幌	余田武裕	山尾修治	西尾修治	栗原久典	所浩幸	所浩幸	石崎大場	阿野真彦	奥村和成	大滝重雄	大滝重雄	大滝重雄	小林重雄	名倉一成
高松	中垣昌利	山尾修治	西尾修治	栗原久典	所浩幸	所浩幸	石崎大場	阿野真彦	奥村和成	大滝重雄	大滝重雄	大滝重雄	小林重雄	名倉一成

地方法務局

庁名	局長	次長	総務課長	首席登記官	登記情報官	民事行政調査官	登記情報官	行政部	首席登記官	首席登記官(法人)	首席登記官(法人二)	電子認証管理官	動産登録課長
東京	白石武	高柳啓二	伊藤敏治	宮城隆	鳥山博志	高野和博	高野和博	高野和博	高野和博	高野和博	高野和博	高野和博	高野和博
大阪	藤田実	原口克広	渡邊康博	宮城隆	鳥山博志	高野和博	高野和博	高野和博	高野和博	高野和博	高野和博	高野和博	高野和博
名古屋	松尾泰三	新井浩司	中野亨	丸尾広郎	向井隆	松尾雅明	松尾雅明	松尾雅明	松尾雅明	松尾雅明	松尾雅明	松尾雅明	松尾雅明
福岡	山本俊樹	境野智子	大原修三	江本健二	脇本健二	渡邊健二	渡邊健二	渡邊健二	渡邊健二	渡邊健二	渡邊健二	渡邊健二	渡邊健二
仙台	梅田実	原口克広	渡邊康博	宮城隆	鳥山博志	高野和博	高野和博	高野和博	高野和博	高野和博	高野和博	高野和博	高野和博
札幌	佐藤隆	中富喜浩	齊藤恵子	柴永幸	白井成彦	北田聖一	佐藤聖一	佐藤聖一	佐藤聖一	佐藤聖一	佐藤聖一	佐藤聖一	佐藤聖一
高松	堀恩恵	石本仁	松田淳一	徳永俊二	豊崎久美子	神田正廣	神田正廣	神田正廣	神田正廣	神田正廣	神田正廣	神田正廣	神田正廣
大津	加藤幸保	岡田治彦	宮本典幸	河合茂美	千手賢一	河合茂美	河合茂美	河合茂美	河合茂美	河合茂美	河合茂美	河合茂美	河合茂美
京都	田邊豊	丸尾秀一	友利りつ子	南多美	南多美	南多美	南多美	南多美	南多美	南多美	南多美	南多美	南多美
奈良	藤井昇平	喜田繁克	大降昭宏	新森雅明	新森雅明	新森雅明	新森雅明	新森雅明	新森雅明	新森雅明	新森雅明	新森雅明	新森雅明
和歌山	中本昌彦	丸尾秀一	友利りつ子	南多美	南多美	南多美	南多美	南多美	南多美	南多美	南多美	南多美	南多美
岐阜	前田幸保	松山芳和	宮本典幸	河合茂美	千手賢一	河合茂美	河合茂美	河合茂美	河合茂美	河合茂美	河合茂美	河合茂美	河合茂美
富山	山本英司	柳澤育義	久保井浩美	伊藤久信	水野健久	伊藤久信	伊藤久信	伊藤久信	伊藤久信	伊藤久信	伊藤久信	伊藤久信	伊藤久信
高松	藤田康文	田中茂樹	阿部精治	藤田光信	水野健久	伊藤久信	伊藤久信	伊藤久信	伊藤久信	伊藤久信	伊藤久信	伊藤久信	伊藤久信



もしもこんなことが 起こってしまったら？

境界標着色作業中に乗用車を汚損してしまった。

境界標に最終着色(赤ペンキスプレー)作業を行った際、飛沫が近くに駐車していた乗用車に附着してしまった。

修理代(塗装整備)として、150,000円の請求を受ける。

お役に立ちます！！

土地家屋調査士賠償責任保険

解決内容

＜土地家屋調査士の責任＞

現地での注意不足によるものであり有責と判断

＜解決方法＞

示談(注:保険会社による「示談交渉サービス」はありませんが、賠償問題が円満に解決するよう、ご相談しながら進めさせていただきます。)

＜保険適用＞

修理代 150,000円を損害額として認定



～資料請求はこちらまで～

日本土地家屋調査士会連合会共済会窓口

(有)桐栄サービス 担当：三神

TEL：03-5282-5166

お知らせ

土地家屋調査士2016年オリジナルカレンダー

絵図の楽しみ

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で16回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込のご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申し込みください。



調査士会名 (ネーム入れ例) 個人事務所名

- 送料 = 梱包1箱あたりの料金 × 梱包箱数
- 梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- 離島は別途。 ●消費税含む。

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
	1本 486円	1本 648円	1本 648円
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申込締切	2015年8月31日(月)		
納品予定	2015年11月上旬		
仕 様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申し込み
締め切り
▼
**2015年
8月31日(月)**

お申し込みにあたって

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申し込みいただくことも可能です。
A) 調査士シンボルマークのみ入り
B) 調査士会名入り
C) 調査士会名+個人事務所名入り
ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2015年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,080円	1,296円	2,160円

ご注文は FAX:06-6346-0352

大毎広告株式会社 TEL 06-6456-3437 〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 カレンダー担当/小中賢彦・松本佐奈恵

FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送り下さい。 FAX:06-6346-0352

■ご注文本数

A) シンボルマークのみ 1本 486円 <input type="text"/> 本	B) 調査士会名入り(50本以上) 1本 648円 <input type="text"/> 本	C) 調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 648円 <input type="text"/> 本
---	--	---

※税込

ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

■ネーム

2015年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は下欄にご記入ください。

肩書 (20字以内)	
事務所名 (15字以内)	TEL () -
住所 〒	FAX () -
E-mail	調査士会名

■以上の通り申し込みます。

月 日

お名前(または事務所名)

印 () 連絡先

TEL () -

FAX () -

カレンダーお届け先 〒

お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。

ネーム住所と同じ

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

「人生を豊かにするコミュニケーション」vol.7

今回は上野先生に、お客様同士が争いとなってしまいうような場合に、どのような対応をすべきなのかという点で、お話を伺いました。

先生から出た話は、以外にも脱獄囚として有名になった白鳥由栄氏の話でした。

彼は自身が傷害事件を起こし収監された後、冤罪を主張したかったこと、刑務所の扱いがあまりに非人道的だったことから、抗議の意味で脱獄を繰り返しました。彼の脱獄への執念は凄まじく、半年かけて味噌汁で錠を錆びさせたり、関節を脱臼させて小さな監視口から抜け出したりし、合計脱獄回数は4回にのぼります。彼に対してどのような厳重警備を敷いたとしても結局は脱獄されることから、逆に看守たちが懲戒免職にさせられることを恐れたとのエピソードまであるほどです。しかし、彼は最後に収監された府中刑務所にて、他の受刑者と同様に扱われたことで模範囚となり、後に仮釈放となるに至ります。

この話がどうして今回の話に関係するのかと思ったのですが、結局のところ、人には『こころ』があるとい

う点で同じとのこと。

争い事と言っても、結局は人と人の互いに違った意見があり、お互いがその違いを認められないという点で起こっていることが多いものです。例えば境界線の話をするにしても、お互いの主張が相容れないこともあるでしょう。しかし、大切なことは、該当する人同士がどんな気持ちを持っているのかということ。本来であれば正しいことでも、気持ちが受け取られれば積極的に人に譲ってみたり、自分が間違っているとわかっていても、その気持ちを受け取ってもらえなければ、いつまでも主張を変えないこともあるのではないのでしょうか。

その上で、私達が身につけるべきコミュニケーションとして上野先生に教わったのは、カウンセリングの精神である「正そうとするな、わかろうとせよ」という言葉です。本来どうすべきなのかということも大切ですが、相手に興味を持ち「貴方はどうしてそう思うのですか？」と本人の気持ちを察するように話をする中で、お互いの気持ちを仲介し、より円滑な話し合いができるようになるかもしれません。

広報部次長 金子正俊(大阪会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社